# 第8回総務文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成25年9月19日 (木) 午前10時1分
- 2 閉会日時 平成25年9月19日 (木) 午後2時44分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員

1番 佐々木雄司君 2番 光成 良充君 3番 澤 健君

10番 松田 勲君 11番 北川 勝義君 16番 下山 哲司君

18番 小田百合子君

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市	長	友實	武則君	副市	5 長	内田	慶史君
教 育	長	永島	英夫君	総務部 総合政		池本	耕治君
財務 部	長	石原	亨君	教育	次 長	宮岡	秀樹君
赤坂支所	長	森	章君	熊山支 赤磐市民病	所長兼 院事務長	山田	長俊君
吉井支所	長	楢原	哲哉君	消防消	本 部 5 長	木庭	正宏君
秘書企画談	長	近藤	常彦君	総 務	課 長	岡本	衛典君
くらし安全記	課長	水原	昌彦君	財政	課 長	直原	平君
管 財 課	長	末本	勝則君	税 務	課 長	藤原	義昭君
収納対策調	果長	友谷	幸栄君	監査事	務局長	大上	直史君
会計管理	! 者	中川	靖朗君	教育総	務課長	奥田	智明君
学校教育調	果長	坪井	秀樹君	社会教	育課長	正好	尚昭君
スポーツ扱 課	長興 長	国定	信之君		民館長	藤原	輝之君
中央図書館	長	栗原	雅之君	学校給食所	センター 長	徳光	哲也君
赤 坂 支市民生活記		林	哲久君	熊 山	支 所 活課長	新本	和代君
吉 井 支 市民生活調	所 果長	歳森	正年君	消 防 消防総	本 部 務課長	小竹梨	美宏君

7 事務局職員出席者

議会事務局長 富山 義昭君 主 任 大饗 剛君

- 8 審査又は調査事件について
  - 1) 議第57号 財産の取得について
  - 2) 議第58号 赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第30号)
  - 3) 議第59号 赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例 (赤

# 磐市条例第31号)

- 4) 議第60号 赤磐市職員の給与の特例に関する条例(赤磐市条例第32号)
- 5) 議第61号 赤磐市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正 する条例(赤磐市条例第33号)
- 6) 議第67号 赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定について
- 7) 議第68号 平成25年度赤磐市一般会計補正予算(第2号)
- 8) 議第71号 赤磐市立ひかり幼稚園新築工事請負契約の締結について
- 9) 請願第4号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願
- 10) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

#### 午前10時1分 開会

○委員長(北川勝義君) 皆さんおはようございます。

ただいまから第8回総務文教常任委員会を開会いたしたいと思います。

開会に先立ち、友實市長より御挨拶をお願いします。

- ○市長(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、友實市長。
- ○市長(友實武則君) 本日は第8回総務文教常任委員会の開会、ありがとうございます。

本日の委員会におきましては、議案といたしましては8件の条例改正、または補正予算等の 議案を御審議いただき、請願について1件御審議いただくようになっております。後ほど、担 当のほうから詳しく説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、この場をおかりいたしまして御報告が1件ございます。

去る9月16日、夜半から未明にかけて台風18号が接近いたしまして、全国各地に大きな雨を降らせて、特に京都のほうでは桂川の氾濫という深刻な状況が起こりました。ここ赤磐市におきましては倒木が3件程度、これもすぐさま処理をいたしております。そのほか、農作物等を含めて大きな被害が報告されてございません。大きな被害がなかったという御報告をさせていただきます。

また、本日この総務文教常任委員会のほうへ初めて出席となります内田副市長並びに永島教育長のほうから後ほど御挨拶を委員長の許可をいただいてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。

皆さん、先ほど市長の御挨拶がありました中で、9月3日付で内田副市長、そして9月16日付で委員会の互選があった永島教育長が決まりましたので、内田さんは本会議にも出ておりますが、今回担当委員会ということは初めてなので、両氏から御挨拶いただきたいと思います。

それでは、永島教育長のほうから御挨拶をお願いします。

- ○教育長(永島英夫君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 教育長。
- ○教育長(永島英夫君) 皆さんおはようございます。

このたび議会の同意をいただき、教育委員会議で教育長として選任されました永島英夫と申 します。どうぞよろしくお願いいたします。

前土井原教育長の教育行政の方向性を示していただいた道筋をしっかりと踏まえて、教育は 人づくりである、必ずや地域や未来をつくる力となるという信念のもと、誠心誠意努めてまい ります。

皆様も御承知のとおり、今教育界は多くの課題が山積し、教育の根本が問われています。本

市におきましても、学力向上、不登校、暴力行為等、生徒指導にかかわる諸問題、また青少年問題等、依然として解決しなければならない課題が山積いたしております。市民の皆様には教育に対する本当に大きな期待が寄せられていますが、また反面、厳しい視線が向けられていることもしっかりと受けとめて、教育行政の課題解決に向かいたいと思います。私の使命は、市長さんを初め市長部局の皆さんと連携をより深め、将来ある人材をしっかり教育し、教育への信頼を取り戻すというふうに考えております。議員各位の皆様には、しっかりした御理解とより一層のお力添えをお願いしまして挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。 続きまして、内田副市長のほうから。
- ○副市長(内田慶史君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 内田副市長。
- ○副市長(内田慶史君) 9月4日の本会議で御挨拶を申し上げましたとおり、微力ではございますけれども、友實市長のもと、行政の推進に鋭意取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。2人から御挨拶がありました。 これから審査に入る前に、一、二点、お話ししておきます。

先ほど開催前に言いましたように、配っておるのは他意はありません。その他の中でちょっと学校教育等いろいろ出てくると思いますんで、させていただくということでございます。余り他言とかというんじゃなしによろしくお願いします。

それから次に、請願で皆さんのお手元へ、北川委員長殿ということで請願の補足資料を、本 日金谷さん、紹介委員が持ってきていただきましたのでつけております。これも最後の請願の とこで審議していただきたいと。皆さんには請願の関係、趣旨も前回のときに配っておると思 います。よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思います。

当委員会に付託された案件は、議第57号財産の取得についてから請願第4号消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願までの9件であります。

それではまず、議第57号財産の取得についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 小竹森課長。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 議第57号財産の取得につきまして御説明申し上げ

ます。

このたびの財産取得につきましては、高規格救急自動車の購入になります。

平成25年7月18日、指名競争入札を行いました結果、落札者が決定しましたので、議会の議 決をお願いするものでございます。

契約金額につきましては2,882万6,880円でございます。納入期限につきましては、平成26年3月31日としております。納入後は本署へ配備するものです。契約の相手方は、岡山県岡山市北区大供3丁目2番12号、岡山トヨタ自動車株式会社代表取締役梶谷俊介。平成25年7月31日付で仮契約を締結させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(北川勝義君) 執行部から説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 以前の購入単価より金額がぐっと下がっていますが、これについての 説明をお願いいたします。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、小竹森課長。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 購入価格の低下につきましては、ベースとなる車両、これが変わったことが一番の要因と考えられております。ベースが特注の車両から市販車をベースとした車両に変わっております。これが安くなった要因かと考えております。

以上です。

- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) ベースが特注から市販車というんじゃけど、ウエート的にそねえにベース、あれがかかるんかなあと思うんですけど、もっと詳細に説明をお願いいたします。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) はい、小竹森課長。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 以前のベースの価格が1,500万円程度でございました。今回のベース車両を使用した車両の価格が、見積もりの内訳書によりますと879万3,480円となっております。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) よろしいか。
- ○委員(下山哲司君) はい、大体わかりました。

- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。
- ○副委員長(松田 勲君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 松田委員。
- ○副委員長(松田 勲君) まず1点は、さっき言われたベースが1,500万円から879万円になったということで安くなったというんがあるんですけど、装備とかそういったものは前のと変わらないんですかね。

それともう一点、改めてお聞きするんですが、入札が一応今回岡山トヨタということで、この入札にかかわった業者をもう一度教えていただきたい。金額と、もう一度済みませんが整理 してお願いしたいと思います。

- ○委員長(北川勝義君) 小竹森課長。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 装備につきましては、更新する車両から引き続き 使用するものもあります。また、新しく購入するものもあります。
- ○委員長(北川勝義君) いや違う、課長、そうじゃのうて、じゃから前回ともう変わらんのんかということを聞きたかった、松田委員。装備は全体で古いのも使うてもええんじゃけど……。
- ○副委員長(松田 勲君) 車両価格だけが変わっただけで……。
- ○委員長(北川勝義君) 装備は変わらんのんか。
- ○副委員長(松田 勲君) 装備は変わってないんですかと。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) わかりました。基本的には装備は変わっておりません。

それから、入札の関係でございますが、入札につきましては落札しました岡山トヨタ自動車 株式会社及び岡山日産自動車株式会社の2社で行われております。

- ○委員長(北川勝義君) 金額は課長、わかる。
- ○消防本部消防総務課長(小竹森美宏君) 金額につきましては、岡山トヨタ自動車が 2,882万6,880円です。続きまして、岡山日産自動車につきましては2,961万3,680円となっております。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) 松田委員、よろしいか。
- ○副委員長(松田 勲君) はい、よろしい。
- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) なければ、これで質疑を終了します。

続いて、議第58号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第30号) を議題とし、これから審査を行いたいと思います。 執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

- ○秘書企画課長(近藤常彦君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、近藤課長。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) それでは、議第58号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第5条は使用料の減免を規定している条文でございまして、第5条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加えるということで、次の各号に該当する者の使用料を半額にする条文でございます。

それで、新たに今回第4号としまして、65歳以上の者で運転免許証を自主返納し、岡山県警察本部発行のおかやま愛カードの交付を受けている者、ただし広域路線バス利用者に限る、を今回加えさせていただきます。

附則としまして、この条例は1カ月間の周知期間を設けまして、平成25年11月1日から施行をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

# [委員長交代]

- ○副委員長(松田 勲君) それでは、この条例に関して質問があればお願いします。
- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○副委員長(松田 勲君) はい、どうぞ。
- ○委員(下山哲司君) 愛カードの交付を受けている者、こういうのとそれから広域路線バスの利用者に限る。この辺のニュアンスがどうもしっくりこんのじゃけど、その辺の所をもう少し説明してください。

# [委員長交代]

- ○委員長(北川勝義君) 近藤課長。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) 広域路線バス利用者に限るというのが、ことしの4月1日から宇野バスの代替バスとして広域路線バスは赤磐市が運行しております。宇野バスにつきましては、平成22年2月1日からおかやま愛カードを適用しまして料金は半額にしておりました。ただ、4月1日から広域路線バスになりまして、半額が半額でない状況で今現在ありますので、宇野バスと同様の半額にさせていただいてということで提案させていただいております。以上です。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さんよろしいか。
- ○委員(下山哲司君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さん。
- ○委員(下山哲司君) できてなかったのを確実にできるようにしたというふうに理解すれば ええんじゃな。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) はい。
- ○委員(下山哲司君) はい、わかりました。

- ○副委員長(松田 勲君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 松田委員。
- ○副委員長(松田 勲君) 済いません、この65歳の対象者、大体どのくらいを見込んでいらっしゃるんかなあと。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 近藤課長。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) 現在、岡山県でおかやま愛カードを持たれている方が1万5,000人以上いらっしゃるようで、赤磐警察署のほうへ問い合わせましたら、赤磐警察署管内で約500名程度の方が今持っておられますので、岡山市の東区の瀬戸町部分と赤磐市部分を足して500人程度ですので、赤磐市のほうがその半数以上、300人から400人は赤磐市の方が持たれているのかと想像できますので、人数についてははっきりした、赤磐市が何人ということはわかっておりません。
- ○委員長(北川勝義君) 松田委員。
- ○副委員長(松田 勲君) ありがとうございます。

この条例を改正してこれが普及することが一番だと思うんですけど、高齢者の交通事故を少なくするためにもぜひこれを広げていかなくてはならないと思うんですが、具体的に条例改正だけでなくてどういった形で広報をされるんですか。

- ○委員長(北川勝義君) 近藤課長。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) 今回の改正の件につきましては、これから広報紙等を利用しまして、おかやま愛カードを持たれている方は半額になりますよということで広報させていただきますのと、それから広域路線バスにおきましても、10月からは、議決後からは張り紙もさせていただいて周知を図っていきたいと思います。

それからあと、交通、おかやま愛カードを取得するための啓発ですかね、内容は。

- ○委員長(北川勝義君) 何を言よんな。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) おかやま愛カードを取得するための啓発ですか。
- ○委員長(北川勝義君) そんなこと聞きょらへんが、松田さん。
- ○副委員長(松田 勲君) いや、それは制度はわかる。
- ○委員長(北川勝義君) 制度はわかっとるから。

近藤課長、今言うたのはせえでわかっとんで、松田さんが言よんのはわかった。とりあえず、これからやってくれて、広報とかしてくれて、バスもしてくれて、今度は広域バス、うちは宇野バスのことまで調べ言よんじゃねえんじゃから。広域バスだけで、このおかやま愛カードをどのくれえ使うたかというのも統計が1回や2回できたら出ると思うんで、それもちょっと次の委員会とかに報告ください。来たの10人でも何人でも関係ねえこっちゃから。こねえなことはちょっと友實市長、執行部のほうへ申し上げて、僕が言うのはちょっと生意気なかもし

れんのじゃけど。これは条例じゃから、赤磐市バス運行に関する条例、この条例3回目なんじゃ。なあ、総務部長。1回目、井上市長のときに僕がおえんというて、この条例いけんというて言うたが。条例欠けとるからというたら、ああじゃこうじゃさせてくれというて2月にやった。したら、すぐ今度は12月にやって2月にすぐ直した、2回目は。せえで、これが3回目じゃが。この愛カードのことももう、こういうとき、やるときに大変、友實市長、僕はそのとき市長じゃなかった言われるかもしれんけど、職員はプロパーじゃからよう考えて。条例一つ出すのに、簡単に一番下の、規則の下を出すんじゃったら中の絡み決めるんじゃったらええよ、運用とかというんじゃったら。規則じゃから、条例出して議会議決へかける、我々の議会議決じゃから、やっぱり何ぼかよう調べてもろうて、これでええと。国の条例が変わったとか交通道路規則が変わったとか運行法が変わったというんで直さにゃおえんの出して、こんな愛カードやこうもうわかり切っとる話じゃ。ここで、ほんなら障害手帳のああじゃこうじゃというのが出とったら笑い話になるんと同じで、今言うのは。笑い話というのはそういう意味じゃのうて、勉強不足じゃというこってな。愛カードも勉強してください、これからは。条例をやっぱり短期間に何回も改正するというのは余りええ話じゃねえと思いますんで。

- ○副委員長(松田 勲君) 委員長、いいんですか。
- ○委員長(北川勝義君) 松田委員。
- ○副委員長(松田 勲君) 近藤課長、僕はさっき、これは条例改正なんでわかるんです。だから、条例改正しないとできないというのはわかるんですけど、ただ条例改正をしただけでは普及はするわけじゃないんで、広報でさっきされると言ったんですけど、要は自主返納でしょう。自主返納が正直なかなか難しいのが現状だと思うんです。町中だったらいいと思うんですけど、この赤磐市内だったらなかなか車がないとやっぱりだめだとか身分証明書になるからとか、いろいろ何か誤解もあったりとか不安もあったりとかする。そういった中で、ただこういうふうにできますよとかじゃなくて、愛カードを持つことによってこうなりますよというメリットをもうちょっとわかりやすいようにして広報に載せていただきたいなと思うんです。そうでないと、条例改正したって利用者がふえんかったら意味ないじゃないですか。それを言っているわけです。どんなでしょうか。

○委員長(北川勝義君) 今言われよんのは、赤磐市の広域路線バスの絡みじゃねえこっちゃけど、全体のことを松田副委員長は、事故をのうするため65歳以上の人が返納するのはどういう機会があってメリットがあるかというの。要らん話をしょうたら、近藤課長かどこが言うんか知らんけど、水原課長かもしれん。要らんことを言ようたら、ほんま信号をずっと右へつけて走る、大体もうシルバーつけて65歳以上の方が多いんですよ、吉井でも。せえで、曲がるんかと思うたら曲がりもせん、真っすぐいくだけで。せえで、もう年のもうちょっと若え60の人でも、僕らと同級ぐれえのでも話しょうたら、そうか、ついとったかというぐれえなもんでもう逆に行ったりするんで、やっぱりそこらのことがあるんで。これを返すだけじゃのうて、皆

さん65が、これは条例はなっとんじゃけど、そういうなんもいろいろ注意を受けて啓発するほうがええんじゃねえかなあと思うたんで、それをあわせて答えて。

- ○くらし安全課長(水原昌彦君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 水原課長。
- ○くらし安全課長(水原昌彦君) 先ほど御指摘の愛カードにすることのメリットもうたい込みまして、老人の集会であったりそれから交通安全啓発のイベントで適時広報、啓発のほうを やっていきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○委員長(北川勝義君) 松田委員よろしいか。言やあええです、言うて。 松田委員。
- ○副委員長(松田 勲君) ありがとうございます。ちょっとお聞きするんですけど、これは 広域バスなんですけど、市民バスとか福祉バスも対象になるんですか。
- ○委員長(北川勝義君) デマンドとか市民バス。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 近藤課長。
- ○秘書企画課長(近藤常彦君) おかやま愛カードにつきましては、ただし広域路線バス利用者に限るということで、市民バスは対象となりません。
- ○委員長(北川勝義君) なったほうがええのにな。ちょっと意見じゃけど、デマンドじゃとか、吉井で今デマンドやりょうる。それから、赤坂で熊山で市民、せえからここの循環バスもやりょんじゃけど、もし本当にこれは自主返還するんじゃったらそういう人にも今後は考えていくことじゃねえかなあと思うんじゃ。広域路線バスだけ使えてあとは使えんというたら何かメリット、はっきり言うて近藤課長、今言われようるけどちょっと調べてください、市長。というのは、逆に吉井じゃったら出てくるほうが、デマンドやこうのときも使えてもええんじゃねえん。市民バスやこうでも使えたほうがええんじゃねえかあなと思うんじゃけど。一切使えもんなあ。もうたまたまというたら山陽、赤坂、吉井の方かな、は使えるが。せえから、地域じゃのうて乗られる方は。あとの熊山から今、駅か千躰から来ょうる人やこう一切使えんわけじゃろう。そういう人は自主返還の意味、全然PRせん、メリットやこう何もねえような。じゃから、これは何ぼか減額、知れとると思うんじゃけど、これはもう次のときによう検討していただきてえと思うんですけどな。総務部長、どねえに思われりゃあ。担当のとこじゃろう、総務部長じゃろう、担当は。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 総務部長。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 現在は市民バスについては交通の便の悪い方、あるいは高齢者の方を対象にした金額設定として行っております。路線バスにつきましては先ほどから説明したようなとおりでございますけれども、現状といたしましてPRをしていく中

で、どうしても先ほど松田委員がおっしゃられたように返納ができないような方もいらっしゃいます。そういういろいろ課題がございます。今後、そういうことを含めまして、市民バスを含めて料金のあり方等については検討したいと思います。宿題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) お尋ねするんですが、これは何かお話を聞いていますとこれだけのお話をされているような気がするんですね。例えば、愛カードを返納してこういうような公共交通の手段に頼るお年寄りがこれからふえてくるということになれば、当然それにかかわる予算の確保であるとか、予算の確保が間に合わないんであれば新しいまちづくりを通じたコンパクトシティー構想であるとか、そういったものも視野に入れて考えていかなければいけないと思うんですね。だから、そういうなところを全く視野も考えずにここのところを出してこられても、先ほど委員長のほうから話があって、なるほど僕もそのとおりだなと思ったんですが、また条例を変えんといけんというような、また何かつくってこにやあいけんというようなことになってくると思うんですが、そこら辺の将来の先行き、どういったぐあいに考えているのかちょっと。これだけをもう今考えているのか、それともこれに加えて将来的にこれとこれとこれみたいな感じの、総合計画の中でその一環なのか、そこら辺ちょっと御説明いただいていいですか。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、総務部長。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 御指摘の件につきましては、まず将来ということでございますけれども、今回の条例改正につきましては広域路線バス、既に岡山県内である程度のルールづくりができておる一般の公共交通、あるいはお話にまだ出ておりませんけれども市民の人で愛カードを持った人が使える、例えばお店で割引があるとかというような岡山県内の制度のルールの中で、今回は特に広域路線バスにつきましては宇野バスの空白時間の代替え便ということで運行しておりますので、一連の流れの中で割引制度を適用するということで条例改正をさせていただいております。

それから、全体のデマンドバス、市民バス、いろいろございますけれども、これはやはり先ほども松田委員の御質問にありましたように、愛カードの取得状況とかあるいは赤磐市内でのお店の状況とか協力店の状況とかいろいろございます。したがいまして、トータル的に考える必要があろうかということで、今後の宿題というふうにさせていただきたいというふうに申し上げました。

それから、そのたびに条例改正するのかということでございますけれども、方法とすれば条

例改正する方法と、それから全てのこの項目の最後に特に市長が認めたときの規則で、あるいは内規で運用するという方法もありますけれども、今回の愛カードにつきましては後出しになっておりますけれど、身体障害者の半額と同じようにやはり条例で広く一般の方にも周知できますし、それから恒常的なもんでありますので条例改正をさせていただきたい。ものによりましたら、特に市長が認める中でやらせていただきたいと思います。そういうことで、佐々木委員が言われるように総合計画の中でというのはもちろんでございますけれども、現状今のこの条例改正については先ほど申し上げましたようでございます。よろしくお願いします。

- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 詳しく御説明ありがとうございました。その性質がどういう性質のものなのかというところの確認をしたかったのと、今後どのように進めていくのかというような考え方を知りたかったんで。つまり、部長、いろいろ御説明いただきましたけど、今後これに関連していろいろな取り組みというのは十分考えていきますよと、こういう話でいいんですよね。これは単体でおさめるという話じゃなくて、これに連動させていろいろ考えていかなければいけないと、こういうふうに思っていらっしゃると、こういう内容でいいんですよね。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 総務部長。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) それぞれ課題がありますので、個々で解決するものについてはこういう形でやらせていただきますし、赤磐市全体の総合計画の中でバランスをとって進めていくものにつきましては、そういう全体計画の中で調整しながらやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○委員長(北川勝義君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) まあいいです。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっとよろしいです、他になければ。 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北川勝義君) じゃけえ、ちょっと1点聞かせてください。

このちょっと意味が、附則のことなんですけど、別にけちをつけるつもりも何もねえんじゃけど、11月1日から施行するという、僕の何か頭の中の解釈がちょっとなかなかできん。議会議決するのは9月27日の最終日に議会議決すると思う、金曜日に。そうしたら、おかやま愛カードだけの交付を受け取る者は10月1日からでも一日でも早いほうがええ。1カ月の空白は何か意図があるんかな。周知広報をするけん1カ月かかるとか、そんな意味、愛カード持ってきてそんなもんありゃあへんで。何かあるんですかな。思いつき。

- ○秘書企画課長(近藤常彦君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 近藤課長。

○秘書企画課長(近藤常彦君) 議決されました1カ月間の周知期間を設けてからやりたいと思いまして、11月1日から施行とさせていただいております。広報にも一応載せるようにしますので、11月号が10月18日の発行予定ですので、それに記載させて周知をさせていただきたいと思います。

○委員長(北川勝義君) ちょっとへ講釈を言わせてもらうけど、市長。ああ言やあこう言う て言うたらおえん。論理的に勝てんことを話したらおえんようになる。これが税金をあしたか ら課税するんじゃとか免除を切りますよと言うたり、これから新しい給付をすんですよという たら1カ月とか周知期間を持っていきゃあええ。路線バスの愛カード、1カ月せんでも、広報 へ周知せんでもすぐわかることなんじゃ。広報へ周知するというて言ようるけど、周知がほん なら極端な話、否決になったらできもせん話じゃが。広報はせえで10月18日発行して出すとい うからもうできとるわけ、そのころにはな、広報が。極端な話したらな。できるわけじゃ、そ んなん入れて。今から9月27日になってから広報の原稿をつくってということはねえんじゃ。 できにきいわな。近藤さんと僕が相対したらおえんけど。今回は仕方ねえんじゃけど、たまた まこういう発行をすんじゃったら速やかにしてあげりゃあええんじゃねえかと思うた。後から 周知するのはできるんじゃねえかということを言いたかったわけ。これをお金をもらうとか資 格審査して所得を調べて、前年度所得を調べて、前年度所得割を調べて確定してやるんじゃっ たら時間はかかるかもしれんけど、きのうの205歳の吉備中央町のをギネスに載せるとかとい うて時間3カ月かかるけどというそんなんじゃねえんじゃから。もうこれは簡単なこっちゃか ら、提示したらできるんじゃねえかということを言いたかったんで。今後、これへもうけちつ けることはねえけど、そういう意味でしとんじゃったら、できりゃあ今後ええことの話は早う していただきてえと思うたんで、これは意見ですから結構です。

他になければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第59号赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例(赤磐市条例第 31号)を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

- ○総務課長(岡本衛典君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、岡本課長。
- ○総務課長(岡本衛典君) それでは、赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例の説明をさせていただきます。

この条例につきましては、次の議案に上がっております職員の減額につきまして、後ほど御説明をさせていただきますけれども、国の要請に応えまして職員のほうが減額をするという措置を上げております。それに準じまして、市長、副市長、教育長につきまして、国の特別職等についても減額なされておるという状況の中で、職員に準じた形で市長につきまして5%、副市長について3%、教育長について3%のそれぞれ給料を減額するというものでございます。

条文の内容でございますけれども、第1条につきましては、本年平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における市長及び副市長の給料につきまして100分の3相当額を減ずるというものでございます。

2条につきましては、同期間における教育長の給料につきまして、同じく100分の3相当額 を減じた額とするというふうな規定にしております。

なお、手当の算出につきましては減額前の基礎額ということにしております。

なお、施行日でございますが、平成25年10月1日。なお、平成26年3月31日限り効力を失う ということにしております。

この条例の説明は以上でございます。

- ○委員長(北川勝義君) 執行部のほうから説明が終わりました。 委員の皆さん質疑はありませんか。
- ○委員(澤 健君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 澤委員。
- ○委員(澤 健君) 済いません。後のほうになるんですけど、職員給与の特例に関する条例……。
- ○委員長(北川勝義君) それは議第60号で出てきます。
- ○委員(澤 健君) その中に他市の状況というのを資料として入れてくださっていると思うんですけど、市長、教育長の前で言いにくいけど、その特別職のほうの他市の状況というのはお調べになっていらっしゃるんでしょうか。どんな状況なんでしょうね。
- ○委員長(北川勝義君) はい、岡本課長。
- ○総務課長(岡本衛典君) 特別職につきましては、二、三、聞いてはおります。聞いたところの範囲内でお答えしますと、今回の職員の減額措置に対応して減額したところばかりはなくて、従前から減額措置をされとったところもあるようですので、今回の職員の減額に応じてというところについては、今聞いておりますのが倉敷市、玉野市、笠岡市、井原、真庭等でございます。ほかのところにつきましては、従前から独自の減額等をされておったというふうなことで今のところ聞いておるところでございます。
- ○委員長(北川勝義君) 澤委員。
- ○委員(澤 健君) それはどのくらいの額とかというのはあるんですか。今回減額された 倉敷とか玉野とか。
- ○委員長(北川勝義君) はい、岡本課長。
- ○総務課長(岡本衛典君) これはまちまちでございまして、ちょっと全ての資料はないんですけれども、例えば玉野にお聞きしましたら、従前20%程度独自減額をされてて5%上乗せしたという、副市長等についても同じ5%上乗せしたというふうに聞いております。
- ○委員長(北川勝義君) よろしいか。

- ○委員(澤 健君) はい、結構です。
- ○委員(下山哲司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) この件に関しては私、前にも言うたように一般質問させてもろうて、一般質問を終わった後に、家のほうへ友實市長さんの支持者の方から何人かがお電話いただきました。私は友實さんを支持しとったんじゃけどというようなお話の中から、やはり赤磐市が始まって以来、初代の市長さんは18億円削減を3年間でやるというたときにみずから10%カットされておりますね。それから、2代目は子供の医療費を中学校まで無料にするということでかなりのカットをしておられました。今回の市長におかれましては職員よりカット率が低いというようなふうに私は理解しております。やっぱりその辺がどうもしっくりいかないと。自分の意思でこうするんだということが見えてこないというふうに私は思っとんですが、その辺の意見を市長のほうから聞きたいと思います。
- ○委員長(北川勝義君) 友實市長。
- ○市長(友實武則君) この件に関しましては本会議でも御説明させていただきましたが、この給与削減について、我々全国市長会でも自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた人件費の削減等の行革の努力をせずに、ラスパイレス指数の単年比較のみで引き下げを要請したということについて、自治の本旨にもとるものだという批判をさせていただいております。そういったこと、それから国が地方固有の財源である地方交付税を、地方公務員給与削減のための政策誘導という手段を用いたということが容認できないということで反対の表明をさせていただいており、私も全国市長会の一員としてこの申し出に賛同しております。そういったことから、この実施について、最小限の実施をさせていただいているところでございます。私の給与に対しては、まずは市民の皆さんの期待にお応えすることが最優先というふうに考えております。現在のところ、独自の減額措置ということは考えていない、そういうことでございます。
  - 以上でございます。
- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 何か勘違いされとんじゃない。説明をもう一回してもらやあいいんですけど、赤磐市が発足して以来、職員さんは2度目じゃと思うんですね、カットが。じゃから、一旦下がったものが上がったものをまた下げるんじゃないんですよ。職員さんは一旦下がったまま来ておったものが、またここで下がる。戻ってはないと思います。じゃから95%だったんだと思うんですよ。そういうふうに私は理解しておりますよ。じゃから、市長さんの場合は、今も言うたように総社の市長さんは職員のカットもしない、こういうふうに言うておられるんで、うちの市長は何か自分のが少のうて、職員のは言われてまでするように聞こえるんじゃけど、その辺の私の理解が違うんでしょうか。職員さんのほうから説明してください。

○委員長(北川勝義君) 下山さんが言われておること、僕はようわかる、下山さんの言いて えことはわかるんじゃけど、ちょっと下山さん、意図が全然違うというのがあって、個人が市 長、副市長、教育長がカットするのは前初代市長の荒嶋市長のときも自分でカットするという のを決められて、これは姿勢でやられました。そして、井上市長は報酬を半額にする。報酬は 半額じゃありません。月額の報酬を半額で、ボーナスは100%もらいました。じゃから、僕は 違う言うんじゃ。そういうことを、自分の公約だからやるということをやってこられました。 そのことを下山委員は言われよんで、それとはまた今回の減額についての給料の特例について は全く別なもんで、そこんとこは総務部長、わかりょうる、言ようること。僕が間違うた話を しょんじゃのうて、どういうふうにしてやられとるというの、わしと下山委員は一緒で、個人 的に財政で下げるとか、自分が悪かって下げたのも一緒にしとるけえ、せえで職員のときには 頭打ちというたらおかしいけど下がってきとったとこがあったのに、戻ってねえのにという て、これが一緒になっとんで、ちょっと整理して。下山さんの言われようることもわかるんじ やけど、答えたほうが市長との相対の答弁は、下山さんの言ようる質問と答弁がちょっと食い 違うとるわけ。市長はこれのことのラスパイの話、これだけのことをやられようるし、下山さ んは全体のことを言われた。ちょっと違うんで、総務部長、あと市長とか副市長、教育長が自 分でこれから将来的に1割カットするんか5割にするとかせんとか今までいくというのは別な 話じゃけえ、ちょっと分けて説明してください。

- ○委員(下山哲司君) 委員長、ちょっとお願いがあるんです。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 議第59号と議第60号、関連しとんで、一緒に質問させてもろうたらだめでしょうか。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと下山さん、わからんことはねえんじゃけど、僕も松田副委員長と言うた議第50号、議第60号は一緒なんじゃけど、議第59号については、三役についてはこねえなことをやれというのはなってないんですよ、総務省のほうからも。なっとんのはこの議第60号の職員のラスパイレスの分で、下山さん、わしとあんたと討論しょうてもラスパイのことのとり方があって、課長以上はラスパイに入らんというていろいろあったりすんじゃけど、下げとるからこのくれえで済んだと、2.何%というて、もっとこれが下げてなかったら下山さんの言わんとしょうる、赤磐でいうたら5%下がっとるかもしれんです。じゃけえ、うちは下げとるから2.8%ぐれえなんじゃけど、そこらのこともあるんじゃけど、ちょっと考え方として次のときにまた聞いてもらやあええんで、あわせてその他のときでも聞きゃあよろしいから。これと言ようたら、一緒になったらわかりにくうなるんで、分けて。
- ○委員(下山哲司君) ほんなら、議第59号について。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山さん。
- ○委員(下山哲司君) 議第59号については、やはり市長としての反対しとるから、そういう

ことでできないというそういうもんじゃないと思うんですよ。出す以上は市長の意思で出されるんじゃから、市長がどういうふうに赤磐市全体を考えて、自分の立場を考えてせられるんか。あなたの支持者から私は電話をいただいとんですよ、何人か。

- ○委員長(北川勝義君) ちょっと下山さん。
- ○委員(下山哲司君) 私が一般質問で言うたことが間違うとると私は思うてないんですよ、 考え方ですから。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと下山さん。下山さんが言われよんのは、市長の政策の中で市長がどうしようと、30%下げようと50%、ゼロ%にしようと5%にしようとそれは勝手なんじゃ。これはラスパイによってやっとるこっちゃから、下山さん、全然話が違う。これはもう下山さん、勉強せにゃあおえん、職員なら。じゃあから総務部長に……。
- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと待って。総務部長、ぴちっと答えてやってくれ。
- ○委員(下山哲司君) 議第60号はそれが当てはまるんですよ。じゃけど、議第59号は当ては まらないんです。
- ○委員長(北川勝義君) 違う、もう下山さん。やりたかったら今度は市長がまた下げてえとか質疑で答えてやりゃあええわけよ。これはもうラスパイに関してのことなんで、全然また国の制度の交付税の算入のことと違うんじゃから。じゃから、ここは別にこの3人がやらんでもええわけ。議第59号はやらんでもええわけ。議員もやらんでもええわけ。本来じゃったら我々がここで下山さん、それだけの発言せられるんだったら、我々議員の報酬も下げようじゃねえかというていうのをやっぱり先に言うて言わにゃあおえんのんじゃけど……。
- ○委員(下山哲司君) 委員長、委員長待って。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さん。じゃあけえ、分けて聞いちゃってくれえというのを言いてえんで。分けて聞いちゃって。
- ○委員(下山哲司君) じゃから……。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと下山さん、分けて聞いてよ。
- ○委員(下山哲司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山さん。
- ○委員(下山哲司君) ですから、特別職の場合はこれには対応するもんではないわけですから、じゃあから僕が言よんです。職員さんの話を出しとるのはそれはたとえじゃから。職員さんに強いるんじゃから、自分もみずからというのが姿勢が必要でしょうということを僕は問うとるわけで。だから、今備前市の話は出なんだけど、備前市も以前は20%カットしとられたでしょう。だから、そこらうちじゅう20%はざらなんですよ。それが10%、それから給料だけのというふうに……。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さん、言ようることはわかるんよ。とめるんじゃねえんじゃけ

ى.....ىنىخ مىلىتىنىي

○委員(下山哲司君) だから、私は一般質問のときにも差しかえる意思はないんですかというて問うとんですから、委員会でも同じことを問わせてもらうんでこの回答をしてください言よん。

○委員長(北川勝義君) 下山さん、今言われよんのは、下山さんの言ようること、もうみそもくそも一緒にごっちゃで言よんじゃけど、備前市じゃったら20%、西岡市長が30%下げとるのは、自分はこれ以上はいけませんという話もしょうた。赤磐市長じゃったら50%しますというて、ボーナスは別で、月額は下げられた。じゃから、それはもう自分の指針でやられるこっちゃから、その指針は友實さんの支持者であろうと反対の支持者であろうと、それはやられるのは本人じゃから。これはもう一つ……。

○委員(下山哲司君) 委員長、そこまで言ようりゃへん。僕の言ようるのは……。

○委員長(北川勝義君) それはやってくれりゃええ。これは職員が下げるんじゃけど、三役については下げる必要はねえわけ。しかしながら、ここでいろいろ動向を見て、最初は赤磐市のほうも、これは僕は総務文教委員長なんで相談があったら他市の状況を見てやらないというようなことだったんです。言われようた、池本部長、そうじゃったな、赤磐は。そういう中で見ようたら、やはり交付税の何ぼかになるんでしたほうがええ、赤磐市の歳入が減ったらおえんのんで、当然協力をすべきはしようということで。その中で、職員は職員組合との話、これは職員の話へ入るのは後ですけど、できたと。せえで、同僚の澤委員が言われた近隣市町村、いっつも言うから近隣市町村を出せというて僕らが絶えず言ようたんと同じで、なかなか出なんだら、下山さんの言われるのは近隣市町というたら、よそのとこでは20%下げとるとこもあるし30%下げとる、その政治姿勢を言われよんじゃけど、これはちょっと一個違うんが、このラスパイのと絡みでせんでもええのをやっとんであるんで、ぜひちょっとそこんとこ……。

- ○委員(下山哲司君) 委員長。委員長の言ようるのはようわかっとる。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと下山さん、総務部長の説明を聞いて……。
- ○委員(下山哲司君) この議案が出なんだらカットはどうすんなって聞くつもりだったんだけど、議案が出たからそれに合わせて一般質問では聞いとんです。じゃから……。
- ○委員長(北川勝義君) いや、また聞かれえ、一般質問は。
- ○委員(下山哲司君) じゃから、それはそれ。この議案の話を今しょんで、議案の話を。じゃから、職員さんの扱いと特別職の扱いは私らが扱おうとしたら違うもんなんです、全く。職員さんのは思想の問題じゃねえわけじゃから。国が言うてきたから仕方なくやるという受け取り方でしょう。そうじゃない。議第59号については、僕は市長がどういうふうに考えてこうじゃというのが、反対しとったから、私は反対じゃから、ほんなら赤磐市が全部国のあれに右倣えですんですか。全国のあれに……。

○委員長(北川勝義君) ちょっと下山さんわかったわかった。下山さんわかりました。総務

部長、ぴちっとちょっと答えちゃってくれ。こんなことを言ようたら理解できん、2人でゆっくり話せえ、理解せにやあおえん。理解できん議員にぴちっと説明しちゃってくれ。説明が悪かったら余計また混乱するんじゃから。また、下山さんは下山さんで一般質問は自由なんじゃけえやられりゃよろしいんじゃ。

- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、総務部長。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) まず、この議第59号につきましては給料の特例に関する条例でございまして、期限を切って条例制定させてもらう趣旨のものでございます。それで、次に出てきます議第69号がありますけれども、基本的には国家公務員の給与が下がっております、来年3月までに。
- ○委員長(北川勝義君) 議第60号じゃろ。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 議第60号で、それで今回のこの議第59号につきましては職員の給与を国家公務員のラス100に合わすように2.8を削減するというのが議第60号の、これは後から説明しますけども趣旨であります。それで、市長、副市長、教育長については、特別職についてはそこまでは規定がございません。ラスパイレス指数もございません。ただ、国のほうが国の特別職についても国家公務員に準じてやるという前提の中で、赤磐市もそれに見習って職員の給与削減に連動した形で特別職の給与もそれ相当の分、5%、3%を減らしていただきます。その条例でございます。

それから、下山委員が御指摘の何%上乗せをするとか、そっから今公約でどうの、これにつきましては今回の提案したものより外の話でありますので、それはそれで御議論をいただけりゃあええと思います。そういうことでございますので、今回につきましてはあくまでも国の国家公務員の給与、地方公務員の給与と連動したものでございますので、下山委員御質問の件につきましては元の今の特別職の給与をどうするかという問題でございますので、それはそれでまたお願いしたいと思います。

なお、下山委員の職員が前から減っとってまた減るんかということでございますけども、前から減っとる分につきましてはあくまでも人事院勧告のベースによって上がることもあれば下がることもあるという中での措置でございます。最近は人事院勧告もそこまでのがありませんけれども、そういう絡みでございますんで、今回議第59号の趣旨というのはそういうことでございますんで、今御質問の件についてはもっと別のところで御議論をいただければ。

## ○委員長(北川勝義君) よろしいか。

岡本課長が倉敷が前回20%下げてというわけのわからん話をするけん、みそもくそもあんたら説明しょうる者が一本にするから悪い。じゃけえ、下山さんも同じこと、下山さんと岡本課長は同じレベルの話をしょんじゃ。あんたら2人が答弁しょうたらよう合わあ。勝手にあんたらが、いやいや、勝手にはできんから。倉敷は5%を下げたと今回、といったら話が通る。あ

んたらが言うのは、20%下げたという。井上市長じゃったらよそが聞いたら50%下げて、今度は前市長じゃったら2.8%、52.8%じゃという。そういうとり方をするから分けて考えてくれにゃあ。課長、これはまともなことを言よんで。そんな答弁をしょうたら笑われるで、プロパーが。下山さん、せえでここのとこはよくわかって理解してください。再度何遍もやられるのに何十分やってもええんじゃけど、できましたら議事の進行で1時間はたっとんで休憩してえと思うんじゃけど、議第60号までやって休憩してえと思います。進行もあわせてよろしゅうお願いします。

- ○委員(下山哲司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 従来は、特別職の給料に対しては諮問委員会へ諮問したというて初代 市長も言うとられたんじゃけど、現市長は諮問委員会には全く諮問をしないんですか。
- ○委員長(北川勝義君) これは話が別じゃって、下山さん。
- ○委員(下山哲司君) いやいや、じゃからそういう考え方を聞きょんで。考え方によっては 賛成できんし、その辺のことを。私が市長に聞きょんのは、職員さんに聞くのはわかっとん。 聞くことは決まったことなん。じゃから、市長には考え方を聞きょうるわけ。
- ○委員長(北川勝義君) 要約するから。市長、今、下山委員はこれがええとか悪いじゃのうて、一緒に岡本課長と同じで混乱しとる、同じ話になりょんじゃけど、今までは自分で自主的に減額してこられたり、それから自分の市長へ出るときの約束事で半分にするというてやられたと。全額半分じゃねえ、半分はうそじゃけどな、ボーナスはもろうとんじゃけど、そういうのをやられたと。せえで、市長はそういう考えがあるんかねえんかというて今下山委員が聞かれとんで、この案件とはちょっと違うんじゃけど、そうせにゃあ賛成しかねる言よんで、ちょっと答えて。先ほど答えたのはこの条例の中身を答えられたんで、考え方をちょっと言えれば言うてください。
- ○市長(友實武則君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 友實市長。
- ○市長(友實武則君) 私の政治姿勢ということでお答えを申し上げます。

給与については、まず第一には、先ほども申しましたが市民の負託に応えてしっかりと市政 運営をすることが第一ということでございます。給与についてはその後に考えていく、こうい う考えでございますんで、御理解よろしくお願いいたします。

- ○委員長(北川勝義君) ちょっと報酬審議会のこと。
- ○市長(友實武則君) 社会通念上、特別職の給与が赤磐市については高いという評価であれば、これは報酬審議会に付託して審議をいただくという形になろうかと思います。その際には、市長、副市長、教育長のみならず、特別職全体の審議になろうかと思います。

以上でございます。

- ○委員(下山哲司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 諮問委員会は高いとか安いとかというんじゃなしに、今現況に合わせてどうかという相談をかけるのが諮問でしょう。だから、それは全くもうとり方が話になりません。もう結構です。反対しますから。
- ○委員(澤 健君) 委員長、いいですか。
- ○委員長(北川勝義君) はい、澤委員。
- ○委員(澤 健君) 勉強不足であれなんですけれど、ちょっと質問したいんですが。他市 の議会議員というのは今回のラスパイレス指数に合わせて下げているとこっていうのはあるん ですかね。それを教えてください、もしわかれば。
- ○委員長(北川勝義君) はい、池本部長。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 先ほども言いましたように、議員さんのことには 触れませんでしたけれども、特別職につきましても議員さんにつきましてもそこまで今回の削 減については触れておりません。
- ○委員長(北川勝義君) 触れてねえよりやってねえというのを言うてくれにゃ。今、澤委員は近隣市町がやっとるのがあるかと言うんじゃ。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) したがって、やってないと思いますけれども、それは細かい調査まではしておりません。
- ○委員(澤 健君) わかりました。
- ○委員(佐々木雄司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 済いません。この議第59号にしても議第60号にしても、特に議第60号に関しては国がこういうふうにしていただいたらどうでしょうかというような、そういう内容に基づいてお決めになられてきているものだと考えております。それに関しまして、議第59号に関しましても特に国がということではなくて、議第60号に合わせて職員だけにというようなそういうような思いもあっておやりになられているんだろうと考えております。しかしながら、今、澤委員がおっしゃられたんで、ちょっと私も公約を掲げさせていただいている関係でちょっと言わなくちゃいけなくなったんですけども、いわゆる国が定めているもの以上のことをおやりになっていただいてもいいわけですよね、つまり。いいと思うんです。・・・・・

. . . . .

- ○委員長(北川勝義君) 意見としてでよろしいね。これについては……。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、そういうメンタリティーがあるかどうか聞いていただいて… …。

○委員長(北川勝義君) これは市議会のほうについては執行部のほうがどうするということ で、我々も議員報酬も下げたり、それから研修も自粛したりいろいろ政務調査とかというのは もう定数削減もやってきたのは、議会のほうがみずから後援者とか市民とか執行部から言われ たんじゃなく我々のほうがやってきたんで、それについてはこの場の総務文教委員会のほうで ああじゃこうじゃという論議をする考えはないと思うんで。市長、考え方として、今、市長が 半減するとかという考え方を言ってくれというたんで、ちょっとこれについては佐々木委員が 言われたんですけど、議長もおられることで議会のほうの方針もありますんで、これはちょっ と我々のほうへ任せていただきたい。これから議会の全員協議会のとこで議長に申し入れて御 意見をいただきたいと思っておりますので、そのことについては。たまたま予算的について、 例えば視察研修をやらにゃあおえんのんで、議会のほうで議長を通して執行部のほうで予算を つけれる気持ちがあるかと聞かれるんじゃったらええんですけど、それについても極端な話を したら、我々は全協とかを通して議長のほうへ、議長から市長のほうへ申し入れをいただく と。こういうなんで100万円要りますよ、50万円要りますからしてくださいというのが筋にな っとんで、このことは明確なルールになっておりますので、佐々木委員、これについてはちょ っと自重していただきたいと思います。それで、できましたら、先ほどの発言されたのを佐々 木委員の政治理念とかやられるということはわかりますんですけど、そのほかのことでどうす るかという発言を求めたことだけは、執行部のほうのをちょっとそれだけ削除してもらうよう に、執行部の意見というか私の意見ではいいんですけど、そうしていただきてえと思うんです が。そうせなんだら、議会の中を総務文教委員会でお諮りするというのはちょっと、それだ け。訂正をちょっと。

#### 佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) ちょっと誤解が生じているようなので、もう一回言い直ししたいと思うんですが。要するに、ある一定の基準というものは国のほうから求められている。その基準以上のことが今回できていない。求められるがままその最低基準、そういうところに今まで踏みとどまっているというのは、やっぱり全体的な行政改革、議会を含めて、進んでいないからそういう意識になっているんでしょうかというところを確認したいということなんです。

- ○委員長(北川勝義君) 行革の話はできると思うんじゃけど。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、意識の話なんで、やっぱり最低のところにとどまっているという……。
- ○議長(小田百合子君) それまでの分と……。

○委員長(北川勝義君) 切り離してもらうんじゃな。切り離してもらって。議事録だけちょっと意見というこって。議事録のほうは今ので、考え方がもしわかれば、答えれれば市長、お答え願えればと思うんですけど。考え方でよろしい。

はい、市長。

○市長(友實武則君) 行革の考え方と職員給与の考え方、いろいろ御意見いただきましたが、これについては今後、行財政改革審議会等でお諮りして決めていくことというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) なければ、これで質疑を終了したいと思います。

続きまして、議第60号赤磐市職員の給与の特例に関する条例(赤磐市条例第32号)について を議題といたします。

執行部のほうから補足説明がありましたら願いたいと思います。

- ○総務課長(岡本衛典君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 岡本課長。
- ○総務課長(岡本衛典君) それでは、赤磐市職員の給与の特例に関する条例について補足説明をさせていただきます。

先ほどからお話に出ておりますけれども、今回の減額措置につきましては、東日本震災を契機として、その防災、減災事業に取り組むということ、それからもう一つは経済の活性化というようなもの、こういった課題に対応するために既に国のほうが給与の減額措置をしておりますけれども、国と同じ給与水準に引き上げるようにというふうな要請が地方に対してもございまして、これに対応して今回減額をするというものでございます。

本市の給与水準でございますけれども、国家公務員を100といたしましたラスパイレス指数でいいますと、国が独自の減額をする前は95.0でございましたけれども、国が臨時特例措置によりまして減額をしたために102.8と、2.8高い状況となっております。国の給与水準に引き下げるという要請を受けてのことでございますので、今回の減額措置につきましては給料につきまして2.8%相当額を減額して支給することとしております。実施期間につきましては平成25年10月1日から平成26年3月31日まででございます。この措置による効果、影響額でございますけれども、給料、共済費、合計いたしまして約4,000万円と試算をいたしております。

次に、条文でございます。

- ○委員長(北川勝義君) 4,500万円。何ぼ。
- ○総務課長(岡本衛典君) 影響額は4,000万円でございます。
- ○委員長(北川勝義君) 4,000万円。

- ○総務課長(岡本衛典君) はい、4,000万円でございます。
- ○委員長(北川勝義君) 何かそねえなような気がしたんじゃ、4,500万円というて。4,000万円。
- ○総務課長(岡本衛典君) 4,000万円でございます。

条文の内容でございますが、第1条の規定は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、給料の支給する場合に、給料月額の2.8%相当額を減じて支給するということを規定したものでございます。

第1条第2項の規定につきましては、休職者の給与につきましての規定でございます。休職者に支給されることとなる給与から、給料月額の2.8%相当額に休職の区分ごとに定められている支給割合を乗じた額を減ずるというものでございます。

第1号は、公務傷病の場合の休職でございます。

第2号は、結核、私傷病による休職の場合……。

- ○総務課長(岡本衛典君) はい、済みません。
- ○総務課長(岡本衛典君) 以上、2項は休職者のものでございます。

3項につきましては、欠勤者の減額に用いる1時間当たりの単価を規定しております。

4項の規定につきましては、6級以上55歳以上の職員につきまして給料月額の1.5%を減ずる措置が現在されておりますが、その対象職員についての措置を定めております。

次の第2条は、育児部分休業をした場合の減額措置に関係する規定でございます。

. . . . . . . .

○総務課長(岡本衛典君) 済いません。議案の中の第2条の中の括弧書き、平成25年赤磐市 条例第何号、ここ空欄になっておりますが、議決がまだされておりませんので、ここのとこの 引用文のところがあいた状態になっております。

同じく第4条の最後の行でございます。括弧書きの中の条例番号があいております。これもまだ議決、引用文の中でございまして、議決されていないためにあけておるものでございます。あと、内容につきましては本会議で御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○委員長(北川勝義君) 執行部のほうから説明が終わりました。

私もちょっと何遍もかちかちかちかちしょんで、早う済まそうと思って、時間休憩の区切りがあって言わせていただいた、大変失礼なことばあ言いまして削除させていただきたい。しかし、執行部のほうへお願いで、本会議でやって、市長がやられて、担当部長がやられて、ここの委員会でも、これは委員会というけど事前審査になりません。8月のときに委員会で十分説明も受けとんです。そして、またきょうもやるというて、もうこんな時間の無駄遣いをやるんならずっとやってくださいよ、これから一字一句、それを言いたかったんで。肝心な空白のとこで、議決後に入れさせていただくというようなことをやっていただきたいと思います。今後は市長、副市長、そこらを教育長、気をつけてやってください。お願いです。

執行部のほうから説明が終わりました、補足説明が。

質問がありましたらお願いしたいと思います。

下山委員。

- ○委員(下山哲司君) 市長にお尋ねしてえんじゃけど、総社市長は職員の減額をやらんとこう言うて、もう出される前からみずから先にやっとられるんじゃけど、市長、その辺はどう思われとんか、その辺をちょっと聞かせてください。
- ○委員長(北川勝義君) 友實市長。
- ○市長(友實武則君) 総社市、瀬戸内市、備前市が実施しないという表明をされております。この表明についても、大いに理解できるところでございます。しかしながら、この交付税について減額をなされるということは、明言はないですけども、恐らくそういうふうになるということから、赤磐市の財政に大きな影響があるということでやむを得ず実施するものでございます。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) 下山委員、よろしいか。
- ○委員(下山哲司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい。
- ○委員(下山哲司君) いや、じゃから私が言よんのは市長に聞きょんで、職員さんに聞きょんじゃねえんじゃから。総社が一番に言われて次々出てきたんじゃけど、やらん言うた意図が理解できとんか、市長はどう思われとんか聞きょんで、別に形態を聞きょうるわけじゃないんですが、考え方を述べてくださいと。お願いします。
- ○市長(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 市長。
- ○市長(友實武則君) 総社市長の考え方も私じかに聞いております。そういった意味では、理解をしております。しかしながら、この赤磐市においては、総社市長の考え方は理解しておりますけども、この赤磐市の財政に大きな影響があるということから実施を踏み切った、そういうことでございます。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) よろしいか。
- ○委員(下山哲司君) はい、最後一つ。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 影響がある、私は先ほどの議第59号、あなたの意思でやらんほうが影響があると私は思うんですけど、まあもうよろしい。あなたはもうそういう物の考え方しかしないんだなというふうに理解しておきますから結構でございます。これも反対します。
- ○委員長(北川勝義君) わかりました。

美作はやらん言ようて何かやったと思うんじゃ。美作もやらんというて、僕たまたま個人的も話を議長、市長としょうてやらんという話じゃったんで。総社はやられたんが瀬戸内、備前やらんといういろいろなことがあって、それはそれの考え方を理解せにゃおえんとこ、尊重せにゃおえんというのは、よそのほうへ越権行為で市町村へ口を挟むこともねえんですけど、赤磐市については交付税算入額というのは、これはもう減額ならんいうて、算入額がこれじゃとこういうてふえたのはわかるんかな。何を言わんと僕がしとるというたら、何かというたら交付額へ算入しとりますよというて、交付税に算入しとります言うけえ。同僚の澤委員やこうはそっちへおって、今言うたのわかるでしょ、言ようること。算入しとると言うけど、実際はどこなあ、その部分がというたらわからんのんで、何ぼか明確に出てくるんがあるんですか。難しいと思うんじゃけど。

- ○委員(佐々木雄司君) 前年度比。
- ○委員長(北川勝義君) そうそう、ちょっと言い方はおかしいけどどんなんかな。 池本部長。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 前の委員会のときにもいろいろお話ししましたように、従来交付税を下げるというような話でした。それで、実際、今委員長が言われたようにどこに何が何ぼ交付税が、給与分があるんかというのはわかりません。ただ、今の情報では、この前申し上げましたように、多分これを下げれば、下がらんと思いますけれども、しなかった場合に後年度、何らかの措置があるというのは聞いております。
- ○委員長(北川勝義君) いやいや、何で僕がこういうことを言ようるというたら、僕も交付税も算入、いろいろやりょうて、職員時代も一応生意気なけどなかなかよう仕事をしょうたんじゃ。けど、どこじゃというのがわからんのん、調べても最後は。これじゃろうな、ここの周りじゃろうなというアバウトなあれでなっとったから。今回は、赤磐もこんなことを言うちゃおえんけど、個人的な話、委員長として話をさせていただきょうるときは、部長も他市を見てから、それからやらないと。本当は早く、6月に赤磐はやらにゃあおえんというぐれえな気持ちになっとりましたわな、やりょうるとき。ほんなら、やらんでもええというたりいろいろあって、他市町村見とったらということで延ばしてやらせていただくということでやったんです

けど、やらんとこもやるということになって、結果的にはこれは税金と同じで、正直にお払い した人が何もなかったら払わんでええものをちょっとこれと思うた。総社市は考え方、片岡市 長の考えじゃから余りどうこう言うつもりもよそのことはねえんですけど、ちょっと今思う て。何かつれえなと思うて。やり方としたら、前年度、今年度、次の翌年度にペナルティー、 言い方は悪いですけど、何らかの方法をとってこられるとは思うとんじゃけど、それをいつか 検討のやり方でこんだけぐらい出とんですよ、成果がというのがわかりゃあ教えていただきて えなと思うんで。もうわからなんだら結構ですけど、検討してみてください。これは要望とい うたらおかしいんですけどお願いします。

他にありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) 他になければ、これで議第60号を終わりたいと思います。 ここで時計で25分まで休憩とします。よろしくお願いします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○委員長(北川勝義君) それでは再開します。

続きまして、議第61号赤磐市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第33号)を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

延滞金です。執行部からの補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

- ○財務部長(石原 亨君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 石原財務部長。
- ○財務部長(石原 亨君) これにつきましては、本会議場で説明したとおりでございます。 補足はございませんので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(北川勝義君) 執行部のほうから補足はないということでございます。 これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さん質疑はありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) 質疑なしということで、これで質疑がなければ質疑を終了します。 続きまして、議第67号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定についてを議題とし、 これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

- ○教育次長(宮岡秀樹君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、宮岡次長。
- ○教育次長(宮岡秀樹君) 本会議で御説明した以外には補足説明はございません。よろしく お願いいたします。

- ○委員長(北川勝義君) 執行部のほうで何らかの考えがありましたらしていただきたいと思いますが、ありませんか。
- ○副委員長(松田 勲君) この前のあれ。
- ○委員長(北川勝義君) この前の前回の委員会のときにあった意見の中で、1カ所だけ出されたら指定管理のが現在出ておるとこの5カ所が出ておりました、指定管理の公募があったのは。5カ所についての説明をプレゼンテーションを受けたいという話もありまして、聞かせていただきたいという気持ちがありましたので、ここで皆さんにお諮りします。

これから審査に入ろうという前ですが、暫時休憩して協議会を開きたいと思います。それで 皆さんどうでしょうか。

#### 佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) 委員長、もうちょっと詳しく事の流れ、経過というものが性質上必要じゃないかなと思っています。というのが、暫時休憩して、ほかに出ているプレゼンテーションの中身を拝見させていただくという話になったのは、何に比べて今回候補になっている会社がよかったのか、その母数となるはかるための基準というものがわからないと。一方的に出してこられても、書かれていることが何に比べてそうであったのかというところがわからないというところで、今回、前回の話の中でほかのところに何に比べてよかったのか、何を知るためにそのほかの資料を見させていただこうという話になったはずなので、そこのところをちょっとはっきりと委員長のほうからお示ししていただいて、それから協議に入ったらいいんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長(北川勝義君) 一覧表の書類はつけてねえんじゃろ。どねえなったん。つけてねえんかな。一覧表というんがどねえなったというこの議第67号について指定管理する、ここがええという書類はつけてねえんかな。ちょっとそれを配ってくれ。それを配ってなかったら審議できん。違う、手を挙げるのはええけど、配ってくれ。

- ○財政課長(直原 平君) これからですか。
- ○委員長(北川勝義君) これから配れおめえ。配らなんだら前へ行かん。先へしてから。 佐々木さん、ちょっと黙っといてくれ。ええって、わしが配れ言よんじゃから、委員長が。配 らにゃあどうやって審議するんなら、わからんじゃねえか。手を挙げてしゃべるなら何ぼしゃ べってもええけど。今やりょうることに、言うたら今、審査の途中でやめて、暫時休憩して協議会やりてえ言われたら、そうじゃねえ、何のあれになるんならというて佐々木委員が言われよんで、私はこれからしてやりてえ言うたんじゃけど、どこがええというのを一応配ってもろうて、皆さんで見て審議をただのちょびっとして、それから休憩してえと思うんで、それを配ってくれ言よんじゃ。配らんのだったらせんよ、もう。
- ○副委員長(松田 勲君) ちょっと待ってください。それは暫時休憩のほうがいいんですか。

- ○委員長(北川勝義君) 違う、執行部にどうこうじゃのうて、我々の意見を聞いたほうが。 佐々木さんは、いや、ちょっと整理するよ、よう聞いてよ。
- ○副委員長(松田 勲君) いや、佐々木君はこの前そういった質問があったらもう一回ちょっときちっと整理して、それから暫時休憩して……。
- ○委員長(北川勝義君) じゃから、暫時休憩入る前にしてくれ言よんじゃから、それを配っ とってこうじゃったというのをやったほうがええんじゃねえかと言うたん。
- ○副委員長(松田 勲君) 配るのは後のほうがええんじゃない。
- ○委員(佐々木雄司君) それもあっても、何があってもあればあるほど。
- ○委員長(北川勝義君) 先にちょっとしてなかったら、いや、僕がただ委員長として思うたのが、今報道関係とそれから2名帰られたんか。よう来たり帰ったりするんじゃから。2名の傍聴者がおられるんで、ぴちっと傍聴がおられる前でやっとったほうが何ぼかええと思う。それから、審議をさせていただいて、せえで最終決定終わってからやらなんだら、協議会というたら秘密会ですから、皆さん傍聴しとる方に出ていただかにゃおえんようになるんでという気持ちがあったんで。前の整理ええ。
- ○副委員長(松田 勲君) いや、前、佐々木君が質問して、こういう経過でやりますって流れだけ言うたらええ。
- ○委員長(北川勝義君) そうしょうか。皆さんどんなです。 ちょっと暫時休憩します。

午前11時31分 休憩 午前11時34分 再開

○委員長(北川勝義君) それでは、再開します。

皆さんにお諮りします。

議第67号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定については、これからわかる範囲の前回の審査もさせていただいております。その中で、どこがいいとか悪いとか我々がするんではありませんが、判断を決定、賛否を問うときに難しいというのがあります。そのことにつきまして、皆さんにどこがいいというのがわかれば、前回の資料とあわせ、今回資料を配付させていただきます。その中で一応審議していただきたいと思います。そして、暫時休憩をいたしまして、その中で5社が出されてきた分の原文を見させていただきます。その分につきましては協議会に変えたときに、全文については撤収させていただきます。そのことも御了承を願いたいと思います。それでよろしいか。委員長に任せていただけますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) それでは、そのようにさせていただきます。

ただいま資料が配付されました。これについて、執行部のほうから概略で説明願いたいと思います。

誰が説明すんな。

- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 委員長、済みません。
- ○委員長(北川勝義君) はい、課長。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) それでは、お手元の3ページのカラー版の資料があるか と思います。それを説明させていただきます。

それでは、1ページのほうになります。

こちらは現在候補者となっております赤磐ふれあい共同事業体のほうが提案しております資料であります。

まず最初に、グループの紹介ということで、主な柱になるところがコナミスポーツ&ライフというところで、全国382、たくさんの施設のほうを運営しており、岡山市等につきましても指定管理のほうを以下の施設のほうでやっておられます。

それから、研美社というところも共同体の一員でありまして、この会社につきましては総合グラウンドであるとか岡山空港であるとか、こういったところで主に清掃とか設備等の関係の受託事業を行っております。

それからもう一つ、三要電熱工業につきましては、山陽ふれあい公園についても設備のほうで委託をしておったり、その他の施設で受託業務を行っておるという状況であります。

それから、共同体から出ております基本方針といたしましては、スポーツクラブならではのサービスの提供、赤磐市市民と目線を合わせた管理運営、地域と密着した活動の推進ということで、地域が触れ合うスポーツの拠点ということを基本方針として、ここには書いておりませんが、民間事業者の持つノウハウを活用して、また地域の意見を取り入れた提案を行っているというものであります。

それから、右のページのほうに行きまして、特に現状のマーケット分析、それから赤磐市総合計画の記載事項、それから市民の声ということで、125名の市民のアンケートのほうを実施されてこの計画のほうに盛り込んだという話であります。

続いて、次の2ページに参ります。

提案している主なものにつきましては、まず屋内プールの開園時間の延長ということで、現在、現状のところで緑色の開館というところが3回あるかと思いますが、それから下の平日についても閉館というふうに切り離れておりますんで、それを常時開館ということで、基本的には10時から20時半という期間を設定しております。それによりまして、プールの利用時間のほうが提案によりますと2,868時間になるというような計画が出ております。

それから、特にスポーツ教室の積極的な開催ということでここに書いております。同社が行いましたアンケートで1位になっております肩凝りとか腰痛予防教室、それから高齢者向けのストレッチ教室、書いてはおりませんが高齢者向けの運動セミナーであるとかダイエット、メタボの生活予防のプログラムを実施する。それから、子育て世代向けには親子水泳教室のほう

の開催を予定をしておるということで、初年度は週に24教室を開催するという計画になっております。

それから、右のほうに行きまして、トレーニングルームの指導員の常時配置ということで、 現在指導員はおりません。初心者講習を行ってから各自でトレーニングを行っていただいてお るんですけど、それを指導員を常時配置して指導を行っていくということ。

それから最後に、トップアスリートによるイベントということで、この共同体の中にはオリンピック出場者が多数所属しているところ、関連会社にありますんで、そういったところでイベント、それからスポーツ用品のレンタル、それからふれあい公園ならではの屋外での教室の開催であるとか、また最後に一人でも参加できる施設の開放、卓球とかバドミントン等を計画をされております。

それから、最後のページに行きます。 3ページになります。

赤磐市市民と目線を合わせた管理ということで、転入者の無料利用券、ウェルカムチケットといいます。これはトレーニングルームとか屋内プールの無料券、1回限りだとは聞いておりますが無料券を配付。それから、合併記念日に無料開放、それから山陽新聞とのイベント、それから市への事業への協力ということ等に取り組みまして、年間利用者を最終年度の30年に20万人に持っていこうという目標を掲げております。それから、その他の地域の密着した活動といたしましては、それぞれ業務を地元の企業であるとかシルバー人材センターへの委託のほうを計画をしております。それから、岡山シーガルズとの連携ということで、練習環境の整備であるとか等の可能な案を考えていく。それから、赤磐市商工会との共同ということで、特産品の販売イベント等を計画をされているということです。最後に、利用料金の収入が想定額以上になりましたら、その30%をトレーニングルームのマシンであるとかそういったものに還元するというような計画を立てられております。

説明は以上です。

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。

赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定についての説明がありました。

この業者ということで今出されております。他に提案をしてこられた方が4業者おり、計5業者おられます。その5業者について、全貌をやるのは会社のほうで、やっぱり企業秘密というんじゃないですけど、やっていただきたくないというのが前回の委員会のときで受けております、我々は。それを無理強いしてやるということはありません。

そこで、皆さんにお諮りいたしたいと思います。

これにつきましての質疑は後に回していただきまして、ここで一時暫時休憩とさせていただき、協議会に切りかえて協議会をさせていただき、そして中の内容関係、忌憚のない意見を聞かせていただきまして、それから昼からぐらいになると思いますが質疑を受けまして、この事項の決定や案にさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) それでは、よろしくお願いいたします。

午前11時44分 休憩

午後1時10分 再開

○委員長(北川勝義君) ただいまより議第67号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定についてをやりたいと思いますんでよろしくお願いします。

協議会から委員会に切りかえておりますので、御了承いただきたいと思います。

先ほど協議会をした中でいろいろな御意見が出ました。それ以外で何かありましたら、意見 がありましたら言っていただきたいと思います。

- ○委員(佐々木雄司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 協議会の中でいろいろ質疑に応じていただきましてありがとうございました。いただいた内容を審査の判断基準にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それに加えまして、何点かちょっとお尋ねしたいと思っています。

それは、どうしてプレゼンテーションが公になっていないのかというところを、オリンピックのように要するに公にして、例えば中央公民館なら中央公民館、こういうようなところで市民の方も自由に見れる、議員も自由に見れる、誰でも自由に見れるというような環境を整えれば、やっぱり見ていただいたとおりですというような、ただ、たった一言その言葉で終わるはずだったんではないかなあと思うんです。それが、秘密にされている、クローズの状態の審査、プレゼンテーションの審査をしている。その内容についても説明をできない。だから、こういった協議というような場所が生まれたんではないかというふうに私は考えております。そこら辺の現状認識とどうしてオープンにできなかったのか。本当に、おっしゃられているように自信を持ってここの会社、コナミスポーツさんがよろしいというような自信があるんであればオープンにしてもよかったわけで、それがなぜオープンにできなかったのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○財政課長(直原 平君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、直原課長。
- ○財政課長(直原 平君) 公開についての御質問でございますけれども、指定管理の指定に関する手続、条例施行規則、これによりまして公の施設の指定管理者検討委員会の設置要綱がございます。それで、こういった選考につきましては検討委員会に委ねるということになっておりますので、その基準に基づきまして今回採点をさせていただいております。

その設置要綱の第5条第5項に、会議は原則として公表しないが、出席委員に諮って公表することができるというふうになっておりまして、今回につきましては公表を諮ってということ

をせずに、原則は公表しないということになっておりますので公表しなかったということでご ざいます。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) じゃあから直原君、前回はそうじゃって今回もそうじゃったけど、 次からは皆さんの意見、いろいろ考えるというこっちゃろ。ちょっと直原君。
- ○財政課長(直原 平君) 委員長おっしゃるとおりでございまして、今回が5社も選考に参加されたということもございまして、初めてということもございました。公表すべきであったのではないかというところも出てくるわけですけれども、次回からは出席委員に一人一人諮って、必要であれば公表するというところでやっていきたいと思います。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) ありがとうございます。

であれば、その条例云々どうのこうのということでおやりになられていることが正当性があるんだということであれば、最終的に議会に諮るわけですから、議会に対する最終的な説明責任、またその事業に関してのプレゼンテーションの内容について、本当にそれが実現可能なのかどうなのかというところの内容確認というものは、行政のほうの条例に基づく精神のいわゆる責任においておやりにならなければいけないんではないかなあと私は考えるわけなんです。

そこのところでちょっと1点お尋ねしたいんですが、本議会の初日の議事説明の中で、この ふれあい公園の指定管理、コナミスポーツが候補となっておりますというような御報告、上程 していただくときにその理由を述べていただいたと思います。その理由の中に、実現性がある ことというようなことをおっしゃられたと思うんですが、実現性というものは何を指している んでしょうか。そう思いまして、私総社市の指定管理、同じコナミスポーツさんがおやりにな られている指定管理を見に行かせていただきました。大変勉強になりました。というのが、も う閑古鳥ですよね、ガラガラ。フロントを一番最初に入りましたらうまいぐあいにデコレーシ ョンをしていただいている、色とりどりのウエアを置いていただいたり、要するにエントラン スにふさわしいようなことをしていただいているんですけども、広いところにちょこんとあり ますので、表現悪いかもしれません。表現悪かったら削除していただきたいんですが、大変申 しわけありませんが、北朝鮮の昔私たちがよくテレビなどで見たデパート、物が全くない。あ あいうような雰囲気ですよ。あれが実現性があるのかなあと思えば、私は実現性がないんじゃ ないかなあと思います。数字のほうも確認してきましたよ。数字のほうの確認してきましたけ ども、数字のほうもいわゆる最初に約束している数字の初年度は3割しかいってないんです。 目標の3割達成ですよ。これでどうして実現性があるんですか。そこら辺の確認はとったんで しょうか。いわゆる実現性がこの部分の判断基準の一つになっているんであれば、それが本当 に実現できるのかどうなのか、裏づけの確認も、プレゼンテーションだけではなくてそのプレ ゼンテーションの中身を精査する、総合評価するという意味で必要だったんではないんでしょ

うか。そこら辺の確認はされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長(北川勝義君) はい、国定課長。

○スポーツ振興課長(国定信之君) 先ほど総社市の実態について御質問がありました。うちのほうで、総社市についてはたびたび出かけていっていろいろ教えを請うたりしておる状況ではあります。その中で、24年度からコナミ&スポーツライフのほうが指定管理を受けて行っております。24年度実績につきましては、当初315人の利用増ということで、目標では3年で3万人ふやすというような目標があって、24年度は315人にとどまった。この原因としましては、一つ、その指定管理を出している施設の中で高梁川の河川敷グラウンドというところがありまして、そちらの台風の影響でグラウンドがつかりまして使用停止期間がかなりあったということで、そういう要件があってこの数字になっていると聞いております。残りの施設についてもお聞きしたところ、有名なきびじアリーナとか武道館とか合わせて前年に比べて2万人以上の増加があったということで、水につかったグラウンドの影響で315人ということになったという状況を聞いております。

以上です。

- ○委員(佐々木雄司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) そういうような内容が不確定的なものがあったのかもしれませんけども、実際私がお尋ねした内容によりますと、いわゆる2階の一番奥のトレーニングルーム、こういうところの利用については年間計画、3カ月ごとのどういうような講座をするとかというようなことは決まっていらっしゃるようですけども、一番収容人数の多いメーンアリーナとサブアリーナ、これに対しての年間の主要計画が全く決まっていないような状態じゃないですか。あれだけの大きな施設にもかかわらず、2つの大小の体育館の年間計画が決まっていないような状態、それで実績が出るとは私は到底思えない。そこら辺のところの確認もしていただいていますかね。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、国定課長。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) それぞれまたそこも体育館あるんですけど、減っているということはありませんで、それから年間の計画というのも、ちょっとこちらの推測するとこですが、利用の申し込みによって貸し出しをしておったりするところがあるんで、完全な利用計画というのが立てれないのじゃないのかなということが考えられます。

以上です。

- ○委員(佐々木雄司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) まず、私がビジネスを考えるときに何を考えるかなあと思ったら、

自分が指定管理で運営を任されてそこの入場者数をふやさないといけない。年間計画が決まっていない場所がある。そこのところを何とか多数の方に利用していただこうということになれば、広報宣伝をしなければいけないと思うんですね。こういうところに皆さんこのぐらいの料金で使えますから使ってくださいよというようなものを、いわゆるその運営を受けた側の責任としてやらなければいけないんですが、そういう広報計画は昨年度一度もなされておりませんが、コナミスポーツさんは。そこら辺、どんなふうに考えますかね。それでも実行力があるんでしょうか。

- ○スポーツ振興課長(国定信之君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、課長。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) その広報計画をしたかどうかというところまでは聞いておりません。しかしながら、トレーニングルームであるとか、あそこはプールはないんですけど、トレーニングルームにつきましてはかなりの利用者をふやしておるということがあるんで、必ずしもどういった広報がされているのかわからないんですけど、効果は出ているのじゃないのかなと思われます。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 再び済みません。余りしつこくなってもあれで、一問一答していて もほかの委員の皆さんに迷惑がかかるのでこれぐらいでやめたいと思いますけども、要するに 私が気になっているというのは、ここに書いている主な選定理由、ほかの事業体と比較して的 確な現状の把握云々であるとか、安定した経営と施設管理の施設熱意と意欲が認められる云々 であるとか5項目にわたって書かれているんですが、これらに関して何の根拠も示されないと いうことじゃないですか。プレゼンテーションありきで、要するにこういう言い方もあれかも しれないんですが、好きな人を口説くときに、みんなあんなことをやります、こんなことをや りますと、あなたにとってこういうようなパートナーになりますよと、みんなそれを欲しいが ために一生懸命知恵を絞っていろいろ言葉を選んでおやりになられると思います。私はその程 度のものではないんじゃないかなと。実際、その人が本当に私たちの市のために利益があるの かないのかというのは、プレゼンテーションではなくて本当にそういう体力があるのか、そう いうつもりがあるのか、そういうような過去の実績があるのかというところを総合計画として 私は見ていくべきではなかったかなあと思っておりますので、ここら辺に書かれているものが ちょっと大変申しわけないですが、そちらのほうがこれ以上説明するものがないのであれば、 大変ちょっと残念だなあという感じを抱かざるを得ないというのが私の今の印象なんですけど も。これ以上に何か御説明していただけるものってありますでしょうか。最後にお尋ねしま す。
- ○委員長(北川勝義君) ありますか。

直原課長。

○財政課長(直原 平君) うちのほうからはございません。それから、採点基準表につきましては点の入っていないものをここに用意させていただきましたので、後でお配りいたします。

○委員長(北川勝義君) ちょっと私から。今、余りええこっちゃねえとかというていろいろ 出てきょんじゃけど、僕が知り得るとこじゃコナミというたら今、日本的にも有名になったと こで、金メダルの候補じゃとか助成したり協力していろいろやられようるところも一つ出てき とんで、それはミズノがねえとか言うんじゃねえ、どこもあると思うんじゃけど、やっぱりそ ういうことを前へ出してこられるとこも、そういうこともあると思います。

それから、ぜひお願いは、私の関係のとこがしょんのはスイミングをやりょうるところでも、やはり今はやってないんですけどいろいろで、ウエア、マークをつくって会社のスポーツのつくって、上下トレーナーで1万5,000円とかで売ったり、靴をつくるとか、それから関係の水泳とかスイミングじゃったらスイミング、それからバレーじゃったらバレーとか野球とか空手とかというたら関係のものを大分安く売られるように、会員になったら売るということでメリットがあったと思うんです。それは何がええとか悪いとかというのは考え方ですけど、その中で、やはり会員制というのをとられたんです。会員になるとか特別会委員、年会費というのを取ってしたら、やっぱり来る来んは別で法人会員になってくれるとこもあって、こういうコナミがやられるとか一緒にやられる3業者が一緒にやられるとこにやったら、掃除のほうも大手がやられとるとこじゃと思いますし、それからもちろん三要電熱、ここもぴちっとせられとる。やられりゃあそこらからも法人会員になってもらうとかというていう、ふやしていくのはコナミさんに限らずじゃけどできていく、そういうことも反映していただきてえと今後思うとんです。

それから最後にもう一点は、ここの赤磐には本当にすばらしい、我々も僕のときにつくってもええし、つくってくれというて清水白桃、ピオーネ、マスカットというようなのをつくって、これからもいろいろ特産品があります。そういうなんも、これは岡山の特産品ですけど、特に岡山、マツタケもあったりいろいろあります。こういうなんを、コナミさんの関連の会社というとこへ使うていただいて、この赤磐にはこういううちの指定管理しょうるとこへこういうものもあるんじゃというのも一つの方法論になっていくんじゃねえかと。ぜひ、そういうことをしてもらいてえと思よんです。あえて言わせてもらやあ、コナミさんが何か使うときは、果物はもちろんの話ですけど、是里ワインでも余り今売れてねえんじゃったら是里ワインでも買うてもらうとかというようなことで一つPRしてもろうたり、せえで、できますれば東京へあるんで一遍我々も見に行ってみてえと思うんじゃけど、やりょうるとこがやり方で、ぜひコナミさんが企業誘致みてえなんも進めてもろうたり、こっちへ赤磐ええとこあるよというので、というふうにしてもらいてえと思う。ただ単に、これが指定管理だけの一貫じゃのうて、

ちょっと安うなったからええんじゃねえというだけじゃのうてしてもらいてえというんが私の 2点目です。

3点目としては、僕がずっと絶えず言よんのは、あんた何を言よんならというてとぼけたことを言ようるというて考えられる人もおるけど、これは業者と提携してふれあい公園の中へ、あの中がただ若者がスポーツをするとかプールをするだけじゃのうて、例えばのことを言うたら別に温泉じゃのうてもええと思うんじゃ。風呂の大衆浴場ができるようなのも会員でつくったり、サウナルームができるんじゃねえけどサウナでもできるとか食事ができるようになったらそれは相乗効果で、一つじゃったら無理なけど一緒にできてきてやれるということが出てくると思います。そういうことをぜひこれからは赤磐のほうが、行政から今度はもう一般に指定管理したら、あんたら好きにせられえよというて見放すんじゃのうて、監視と指導をして一緒になってやってもらいてえというんが僕の考えなんで、ぜひそういうことをせえというんじゃねえんですけど、そうやってもらいてえと思うんですわ。はっきり言うて僕ももう60になります。60になったら次の子供やこうにやっぱりいろいろしていかにゃあおえんというのがあるんで、やっていただきたい。

それともう一点が、最後になるんですが、これはいろいろ事業をしていきょうる、シーガルズのこともあります、いろいろなこともあります。それで、やっておったらいろいろなことから新聞社とか放映社のことでテレビせとうちとかいろいろなことがあるけど、かえって僕の考えじゃあそこがのうなったらどっからでも入りやすうなるんじゃねえかと思うて、というのも一つあると思うんで。ぜひ、今やりょうるテレビせとうちさんであろうと山陽新聞さんであろうと働きかけて、この会社が、指定管理のは利用してもらうようになってもらいてえんです。せえで、ちょっと市長、お願いしときてえというのは、このやり方としてですけどね。

それと、あれ上がりょんでどうなるかわからんのんじゃけど、これはちょっと要らんこと、これは全然関係ねえかもしれん。あれの入り口、北からの。旧山陽時代、何でも山陽山陽というて山陽方式でやられたらたまったもんじゃねえんじゃ。足の不自由な方もおるし、せえで車に乗っていくなら車がでこぼこで、ぼこんといってまたいってぼこんとこうなるようなこと。せえで、暴走族が来る言うけど、暴走族が何で入るんあそこへ。入りゃへんわ、外へ柵があるのに。あそこはぜひ、できたらああいうなんはもう取っていかにゃあおえんと思う、できたら。というのは、ネオポリスの中で、これは要らんことになってしまうけど、ネオポリスでも行ったら、僕が行きょうるとこの、例えば下山さんというとこの家へ行って、隣へ澤さんとこの家がある、一本道を間違えたら行けん。行こうと思うてもぐるっと回って入って、回ってこにゃあおえん、大回りせにゃあおえん。そうしたら、これが今言ようるけど、ナビで行ったりしょうる、救急だろうと医療であろうと防犯であろうと、暴走族が走るというてそんなナンセンス。僕らもしょうたことがあるけどそれはナンセンスな話で、もっとちょっとこういうなんを分けて、仮に救急じゃったら目の前へあっても行けれん場合があります。間違うちゃおえん

ですけど、間違わんということはありませんからね。じゃから、そういうこともあったりする。いろいろ変なことを言よんかもしれんけど、段差のことを特に。段差をのうしてあげなんだら、ちょっと行きにきいんじゃねえかと思うて。せえで、僕はあえて若者じゃったらええけど、年寄りも使える。年寄りという言い方はおかしいけど、皆使えるようなところをしたらどんなかなと思うて今あえて思うとんで。それについてはうちが、赤磐市がそれはそういうなとこは直さにゃおえんにしても、業者が直してくれりゃあなおええですけど、そこらは考えてもらいてえなとちょっと思うとんです。

それと最後は、一つ大変これが質問なんです。もし、シーガルズはええです、井上市長のときに井上市長が指定管理をやるということで、シーガルズにしても免除規定を決めようということで、井上市長にしちゃあええ考えじゃなと思うて、早う指定管理になってからいろいろ困るから決められました。これはもう大賛成で協力したんです。ここでお願いは、消防の大会、それから要するにいわゆる行政が直接じゃないけどいろいろの団体のことがあります。そのときに優先をさせていただけるというの、これ、ちょっと再度確認をしてなかったら、例えば身体障害者のスポーツ大会しょうるのはだめですよというて言われるんか、年間計画でいろいろあるんかもしれん。どのくらい使わせてもらえるようになっとんか、わかれば教えてください。その1点だけ。

- ○スポーツ振興課長(国定信之君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 国定課長。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 市の行事であるとか市の関係する団体の行事であるもの につきましては、優先的なスケジュールのほうを確保していくと。
- ○委員長(北川勝義君) 違う違う、じゃけえ今やりょうるのがどのぐれえで。全部確保する 確保するというてどんなんかなあと思うた。今やっとるぐれえはしてくれるということ。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 当然、今やっているものにつきましては引き続きしていただくようにしております。
- ○委員(北川勝義君) わかりました。

市長、市長のほうでわかりゃあちょっと一言聞きてえというのもあった。 先に澤さん。

○委員(澤 健君) 前も申し上げたんですけど、やっぱりプレゼンテーションですばらしいものが出てきて、それを実行していくというのが基本的には契約ということになっていくと思うんです。それで、ただ、この間も質問したように目標に20万とか、それを契約に盛り込むということはなかなか難しいというのはおっしゃるとおりだと思うんですよ。それから、相手のある話ですからそう簡単ではないと思うんだけど、当然近隣市町村とかでいろいろやられているのは参考にされると思うんです。

それで、一つの方法としては私が思うには、そういうやり方をやったこともあるんですけ

ど、そういうプレゼンテーションの例えば全部を契約書に入れるというのは難しいのかもしれないけれど、参考として例えば今要約版みたいなのがありますけど、要約版みたいなものを一緒につけて、それが目標であるとか、例えばこれを前提として契約を決めたんだということがわかるようにしておくと、例えばこれは5年ですよね、たしか。そうすると、長い間やっているとお互いわかんなくなっちゃうんですよ。だから、やっぱり最初の、例えばこういう転入者への無料利用券というのは、このときはよかったんだけど、それがいつか担当者がかわるうちに何かなくなっちゃったとかね、できるだけそうならないように。例えば今言ったように、そういうプレゼンテーションの資料の要約版を目標として入れておくとか、何かそういうことを考えていただいたらと思うんですけど。契約については何かそういう意味で、このプレゼンを実行していく意味でどういう工夫を考えられているかというのをもしよろしければ教えていただきたいんですけど。

- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、課長。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 提案で出されているものについては、これから協定書を こちらの会社と結ぶわけですが、そういった中へできるだけ今言われたような形で盛り込めれ るのかなあということでそれをやっていくというのが一つと、それからこれから5年間にわた りましては随時報告を受けながら、こっちもモニターしながら行っていくということになって きますので、そのあたりは十分管理しながらやっていきたいと思います。

以上です。

- ○委員(澤 健君) ありがとうございます。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 済いません。これは大阪のほうでよく出てくる言葉なんですが、行政の責任という言葉であります。今まで行政というのはいろいろなことをアドバルーンを上げてやってくる。でも、それが実現できなかったときに誰も責任をとってきていない。これは政治もそうなんであると思いますけども、そういったことについて、方面からこういうところを何とか直していかなければいけないのではないかというような声で、大阪では今まさにその行政の責任、結果責任というものをどのようにとっていくのかというところが非常に重く見られて、先進的な取り組みが全国市町村の中で行われていると。

こういったところを踏まえましてちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この主な選定理由の2番目のところに、運営計画が具体的であり、かつ実現性の高いものとなっているというものが一つの判断基準になっているんだということになれば、議会提出用資料3に書かれています当グループの目標、最終年度の年間利用者数20万人、これは5年後ということですよね。5年後には20万人に数をふやしていきますということで6万人ふやしますと。ところが、6万人ふえなかったら、これを決定した責任というのは行政にあるんですかね。行政にあるとした

ら、どのような責任をとるんですか。誰が責任をとるんですか、契約をした。市に対して契約を他者とするということになれば、市としてこれがいかなかったら、市民に対する背信行為。 背信行為、そこにまでいかなくても、いわゆる市民の負託には十分応えられていないというような結果が出てくると思うんですね。それに対してどのように責任をとるのか。誰が責任とるのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

- ○委員長(北川勝義君) 誰がとるかというて。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、今まで誰もとってないから。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっといいかな。あえて僕が言ようた指定管理の、普通の入札とかしたら保証人とか、金を借りたら連帯保証人とかしますわな。じゃから、指定管理も保証人みてえにすりゃあええのにというたらできんわなという話になったんで、今言ようる、どなたが答えられるんか知らんけど、そういうなんも踏まえて誰が責任とるというたらおえんけど、ちょっとお答え願えりゃあええんじゃけど。
- ○委員(佐々木雄司君) 補足しましょうか。
- ○委員長(北川勝義君) はい、補足してあげて。 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 要するに、5つプレゼンテーションがあった中でほかの4つをこの理由で落としているわけじゃないですか。であれば、この理由によって落としているんであれば、この理由だけではないんですけど、この理由も含まれて落としているんであれば、これが実現されなければ落とされた理由というのがそこに存在しませんよね。そこを言いたいわけなんですよ。どう考えますか、いかなかったときの責任を。であれば、ここのところで書かれているいわゆる2番目の実現性の高いものとなっているというところの理由根拠ってなくなりますよね。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木さん、ちょっと口挟むんじゃけど、言ようることもようわかる、僕も同じ保証人のこともあったりするんじゃ。じゃったら、この議案の中の今言ようる、Aが今なったらそういうことを言ようる、Bの場合もあろう、Cもあろう、DもEも。どれもそうなるんじゃねえかなあと思うて。
- ○委員(佐々木雄司君) いやいや、要するにこの分がコナミが選ばれた理由の中にその20万人というのが含まれて……。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと待て。たまたまコナミであろうと北川というんであろうと、北川は3万人じゃというても達成できん場合があったらどれも、それを誰が責任とるというてどうもようわかりにきいんじゃけど、そこが……。
- ○委員(佐々木雄司君) それが選定の理由……。
- ○委員長(北川勝義君) わかるんよ、ちょっと待って。そこの出し方のをどうすりゃええん かというのは答えれる。答えれたら答えて。僕ようわけわからんようになりょんじゃけど、ど

なたか答えれる者がおったら答えちゃってくれりゃあええんじゃけど。ちょっと松田さん、言うて。

松田委員。

- ○副委員長(松田 勲君) 委員同士あれですけど、佐々木委員の言われることもわかるんですけど、基本的には全部総合評価の中で決めていくんじゃないですか。人の採用でも会社の採用でもそうでしょう。この人を採用したからその人が絶対よくなるかということも保証がないわけですよね。でも、少なくとも今出ている中のいろんな条件をかみ合わせて採点されて、そういった中の総合評価で、一部のここがよかったとかあるかもわかんないけど、実績とかいろいろあるかもわかんないけど、でもそういうのを全部含めた中で総合評価された結果なんで、それをじゃあどこが変わったらということはないと思うんだよね。もうそこまではちょっと言い過ぎかなと思うんで。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それはもうわかった上でありまして、要するに、であればこの20万人というものが非常に好ましいプレゼンテーションだったとする理由というのはおかしくなりますよねということを言いたいんです。それは入りませんよねということになれば、選ばれた根拠理由の一つが崩れていくわけですよね。そういう感じに一つ一つ当てはめていったら、これを選んでいくという根拠理由は崩れるんじゃないかなと僕は思うんですね。
- ○副委員長(松田 勲君) 総合評価ですよね。
- ○委員長(北川勝義君) 僕が腰を折ってもおえんし、言われる。 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) もうそれは執行権のトップは市長なんだから、責任者は市長よ。じゃけど、定価のものを買うとか決まったものを、設計したものをこうせえというて入札するわけじゃねえ。指定管理なんじゃから。そこまで突き詰めて言ようたらできんのじゃから。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと話の視点を変える……。
- ○委員(下山哲司君) そういうふうに私は理解しておりますよ。
- ○委員長(北川勝義君) わかりました。意見として執行部はよう聞いといてくださいよ。せえで、僕はちょっとお願いがあって、お尋ねと兼ねて言うんで。ここまで言うまあと思うたけど、ちょっとついでに言うときますわ。さっきのはお願いでこうやっていただきてえ、働きかけて、それこそやったら市長としてのセンスが問われてええんじゃねえかと思うて、市民も信頼してくださるんじゃねえかと。僕はあなたが好きで応援しょうるけど、嫌いなとこもあるけど。僕は下山さんと全く合わんけど、おとついは物すげえ意見、2人とも合い過ぎて気持ち悪かったんじゃけど、こんなことも思うたり、時々協力せにゃあおえんことはしていかにゃあおえんのがあって、下山さんでも市長のこと嫌えなけど、市長がそういうことをしてくれりゃあほれ直すかもしれんし、わからん、今は例えばの話よ。というんで、ぜひお願いが、これは聞

きとうなかったけどあえて聞かせてもらう。吉井のB&G。総務文教委員さん、皆さん見られて、大変あそこは利用状況からいうと今頑張っていただきょんじゃけど、なかなか少ねえんですよ。こういうとこで、もし、これも言うたら、井上市長のときも言ようられた、最終的にはそこも指定管理に持っていくんじゃと。今行くときにあそこを指定管理したら募集者が来なんだときに、今僕もうそういうことばあ心配しょんですよ、逆の話で。あそこは吉井が物すげえしてくれよったら、この山陽みてえな方は来てくれると思うんですよ。なかなか難しいんじゃねえかというのを僕が思よんで。だから、小せえところがやりゃあええんかもしれんけど、小せえところでやっていきょうたらなかなかうめえこといかんというたら、例えばそこは採択してもええんじゃけど、こういう今してくれたコナミさんみてえなんが、ここもしとんじゃけんあそこも受けちゃろうという、それはまた今後の話ですけどな。やっぱりそういうなんもちょっと考えてもらわなんだら、ええとこだけわしはしちゃるんじゃと、大阪の市内はやるんじゃ、田舎は、と思うとん。そこらがまたあったらよろしゅうお願いします。

## 佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) 要するに、総合評価というような話があったんですが、総合評価と いう話になれば企業ポテンシャルというところも十分加味していかなければいけないと思いま すね。例えばうちのほうの赤磐市においては、今北川委員がおっしゃられたB&Gというもの もある。ここのところに、例えばミズノ、テレビせとうち共同体さんでしたら北島康介という 物すごく有名なオリンピック選手もいるわけですよ。B&Gに子供さんの水泳教室で北島康介 さんが来ていただくわけにいかないですかねというようなものも総合評価に入るんじゃないん ですかね、企業ポテンシャルに。そういう話がもし可能ならば、私は物すごくコナミさんより はポテンシャルのある、赤磐市のためにあるようなそういう感じを受けるんですが。当然、レ イスポーツさんにもそういうような話があるかもしれませんし、OSKさんにもそういうよう なコネクションがあるかもしれません。ただ、ミズノスポーツさんは、大変申しわけありませ んが自分のところの選手ですからね。自分のところの社員の選手の話ですから、そういうもの を動かすというような決裁権というのは会社にあるんだと思いますね。そこら辺のところの協 力関係までが、私はこういうところに反映してないというのは本当に総合評価なのかなあとい うような疑いを持つところがあります。要するに、そういうような話もオープンの状態の中で 話し合われていれば、やっぱりそういうものというのはなるほどなあと思うことができる。ク ローズの中で話をされるからそういう話が出たのか出なかったのか、そういうところがどうし ても疑念としてかかってくるというところを私は質問の気持ちとしてお伝えしているつもりな んですが。総合評価とは本当にどういう総合評価なんでしょうか。

○委員長(北川勝義君) 佐々木さん。ちょっと委員長のほうに任されたんで、ちょっと言わせて。

○委員(佐々木雄司君) とめろ。

○委員長(北川勝義君) とめろとは言ようらんけどやめろとも言ようらん。僕はこの間言われたような、委員長の私の言うことを聞かんのじゃったら発言させませんやこう、そういうことは私は絶対言いませんからやっていただきゃあ結構なんじゃけど、ただ、北島康介さんがいいとか来る来んもこれも可能性の問題です。これからはやられとるとこは、私も関係で水泳とか空手とか空手世界一も知っております。引っ張ってくるならどんなことでも来させます。しかし、私がするんじゃないんじゃけど、やはりここも企業努力をこれからしていただくというのは、選んだら市長とか皆さんがこういう努力をしてくださいと。意見では北島を連れてくる言よんじゃというたら、北島に負けんもっとかわいい子を連れてくるとか飛び込み、やってください。そういういろりRはやり方があると思うんで。これは我々の意見として、市長、聞いていただいて、利用して、教育長、いただきてえと思うんですよ。せえで、何もおえん言うんじゃねえんで、ということでお願いしてえと思いますんで。これ以上言い出したらあれもせえこれもせえというてできなんだら追求というてなったら我々も困るんで、このくらいにしていただきたいと思います。別に、佐々木委員の口を塞ぐとかということは一切ありませんから。この間の決算みたらようわかってくれると思うんじゃけど、そんな聞けとも言いません。自由に意見として言わせてもろうとんで、これを反映してください。

それで、今言いましたように、皆さんが言われるように経験とかいろいろなこともあったり部でやられるのもよろしいが、今度は外部団体のやはりわかるような方とか学識経験のある方とか、実質経験しとるというのも入れてやっていただくのが一つの方法だと思いますんで。せえで、5年間が長いか短いかわかりませんが、やっていただければ、ぜひ指定管理を受けたとこに、9月27日の議会の議決を受けた後ですけど、やっていただくときにはその業者に頑張っていただきたいと。皆議員も、我々総務委員会では期待して、次もぜひここにやっていただきてえというようなとこになってもらいてえという気持ちもあって物を言ようりますんで。これは悪口でここが悪い言よんじゃ決してありませんので、皆議員もありますんで、そこんとこはよろしくわかっていただきたいと思います。

これでこの件につきましては質疑を終了したいと思います。

続きまして、議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算(第2号)を議題とし、これから 審査を行いたいと思います。

- ○委員(佐々木雄司君) 委員長、これ最後までやります。
- ○委員長(北川勝義君) やります。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあ、これちょっとコピー。
- ○委員長(北川勝義君) 執行部のほうから歳入歳出の補足説明がありましたらお願いしたい と思います。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、総務部長。

○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 本会議で細部の説明をいたしております。各部局 とも補足はございません。歳出においては議会費、総務費、消防費、それから教育費が対象に なっておりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長(北川勝義君) 皆様にお諮りします。

起債から債務負担行為から地方債補正、歳入歳出というていろいろここには僕には口述書に書いていただいとんじゃけど、もうこういうことを言うたらおかしいですけど、部門でいかせていただきましょうか、それとも一括で、というたらちょっと総務へいって教育へいかれて消防というたらちょっとおかしゅうなるんで、総務部というふうに順番でやらせていただきましょうか。どうでしょうか。

- ○副委員長(松田 勲君) 一括で。
- ○委員長(北川勝義君) 一括で総務とかという順番で行かせてもらう。委員会別は教育委員会とか分けますけど、それでよろしいですか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) ほんなら、そのようにさせていただきます。

それでは、歳入につきましては皆さんどこの部も関係あると思いますが、歳入、歳出、関係 あると思います。負担行為も関係あるとこもありますが、関係を行きたいと思います。総務の 関係から行かせていただきたいと思います。

総務について何か質問はありませんか、委員の皆さん。

失礼しました。議会費からお願いしたいと思います。歳入については少々飛んでも構わんと 思います。お願いしたいと思います。

ちょっとほんなら皆さん考えて。僕ちょっと要らんことを言うから。

9ページの議会費です。ここで170万4,000円を補正して、僕は個人的に言やあ小田議長さんにちょっとこのことだけは失望しとんですけど、岡崎副議長に失望しとんですけど、失望という言葉はちょっと失礼なんじゃけど、初めて議会のここで4月のときに、議員改正があったときに議長、副議長を決めるとき、どなたがなっても結構ですと。ええ赤磐市をつくりてえんで、僕はそう思うて、皆さんもそうでしょう。せえで、百聞は一見にしかずじゃけん、どなたがなられても視察研修をしていただきたいんでつけてくれというたら、もう6月は無理としても9月には上げてくれるかなあと思ようたんじゃけど、9月も上がってなかって、議長に失望という言葉は悪いんじゃけど、市長にも失望というんじゃねえけど、できりゃあここへなかったんじゃけど、結果的には政務調査費が57万円減額になったりするようなことが出てくるんじゃったらちょっとつけてもえかったんじゃねえかなとも思うたんが1点ありました。これはどう考えられとるか。もし、いや違うんじゃと、12月ぐれえにつけちゃろうと思うて話ができとんじゃというて市長あるんか、ちょっとわかりゃあ。議長には僕は質問するわけにはいかんから、意見を言う。

それとい1点、職員の期末手当が225万4,000円減額になっております。これについてはちょっとわかりゃあ簡単に説明してください。

- ○議会事務局長(富山義昭君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、局長。
- ○議会事務局長(富山義昭君) まず、視察関係の旅費につきましてですが、具体的な計画が 出てまいりまして、現在の旅費もございますので、そことの絡みをさせていただくことになる んだと思います。ここでの補正は、具体的なその計画がないので上げていないということで御 理解いただきたいと思います。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと待って、局長。旅費あったか。旅費というのはほんま… …。
- ○議会事務局長(富山義昭君) わずかですが。
- ○委員長(北川勝義君) もうその旅費とは全然違おう。
- ○議長(小田百合子君) 必要があるときに使わなきゃいけないから一応ある。
- ○委員長(北川勝義君) 座を持っとるだけのことよな。わかりました。
- ○議会事務局長(富山義昭君) 具体的な計画に基づいて、今後のまた12月等も考えさせてください。
- ○委員長(北川勝義君) 座を持っとる、例えば5万円とか10万円とかという。
- ○副委員長(松田 勲君) 項目だけ残しとる。
- ○議会事務局長(富山義昭君) それで、ここのお尋ねの期末手当ですが、これは議員の期末 手当です。議員の期末手当につきましては、当初予算は18人の議員さん、もちろん18人なんで すが、今回そのうち5人の方が新しい議員さんになられましたので、期末手当の金額が6月分 が少のうございます。そういったことで、ここで補正として出てまいったとこういうことでご ざいます。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) ちょっとこれはまたあえてしたい。落選とかやめた人はもらえんわな。ほんなら新しゅうなったりしたら大変ありがとうございます。
- ○委員(下山哲司君) 委員長よろしい。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 私のことでねえんであれじゃけど、最初は日割りカットするんですね。せえで、退職した人のは支払いせんのですよね、満額あっても。へえで、一番最初に合併したときにつくった条例が間違うとんじゃと思うんじゃけど、対象になった月の満額があるのにそのときに賞与の支払い日に在職しとらんから払わんとこう書いてある。それは、本当を言うたら職員だったら違法になるんだけど、特別職……。
- ○委員長(北川勝義君) 1日付けじゃけえ、しゃあねかろう。

- ○委員(下山哲司君) その辺はどう思われるか、ちょっと回答を。初めて聞くんじゃから。
- ○議会事務局長(富山義昭君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 局長。
- ○議会事務局長(富山義昭君) お尋ねの件でございますが、赤磐市議会の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例がございます。その中で、期末手当は議会の議員は6月1日と12月1日が 基準日とこういうことになっておりますので、6月1日に在職していた議員さんということ で、今回はそのうち5人の方が新人の議員さんということですから本来の満額ではないと、こ ういうことになるということでございます。
- ○委員長(北川勝義君) 職員も一緒じゃな。
- ○委員(下山哲司君) やめた人は。
- ○委員長(北川勝義君) 職員も一緒じゃな。11月30日にやめたんと12月1日にやめたのとは 違わあな。
- ○議会事務局長(富山義昭君) やめられたといいますか、その方についてはもう任期が4月中でしたので、本年6月にはいらっしゃらないということで御理解いただきたいと思います。
- ○委員長(北川勝義君) 僕はわかったけど下山さんはわからんか。
- ○委員(下山哲司君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さん。
- ○委員(下山哲司君) 日本の賃金の支払いの法律でいうたら、在席してのうても対象期間内 に在職しとった部分は支払わにゃあいけんようになっとんよ、法的には。赤磐市議会の賞与の 文書だけはそのときに在職しとらにゃいけんというて書いてあるんじゃけど、恐らく間違うと んじゃと思う、最初の。
- ○委員長(北川勝義君) 基準日が1日じゃから。
- ○委員(下山哲司君) 在職してのうてもそのときに……。
- ○委員長(北川勝義君) 今、下山さんが間違うとんじゃと言うたけど間違うてねえと思うんじゃけど、近隣市町村の、せえから悪いですけど局長、あんたのように6月1日に在席というのは基準日を決めて合うとんじゃけど、違うとるかもしれん言われるんで、全国議長会とか聞いてください。聞いて確認してください。
- ○議会事務局長(富山義昭君) わかりました。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さん、それでよろしいな。
- ○委員(下山哲司君) そうそう、じゃから一般職の人と議員は扱いが違うんじゃとは思うんよ。思うんじゃけど、じゃけど労働に対価を払うということに関して扱うんなら……。
- ○委員長(北川勝義君) 働いてねえのに対価を払えん、基準日があるんじゃけえ。
- ○委員(下山哲司君) いや、じゃから基準日なんじゃ言うん。
- ○委員長(北川勝義君) まあ、それは下山さんの解釈で持論の解釈じゃから。

○委員(下山哲司君) また教えてください。

○委員長(北川勝義君) 議員も職員も一緒じゃから。例えば12月にボーナスもらうんじゃったら12月1日に在職してなかったら11月30日にやめた人と、それじゃったら12月、今までにやめたん皆間違うとる、日本中の公務員の制度が。じゃから、そこはもう調べてください。僕の言うのが正しいから、あんたの言よんが正しいんじゃから、また調べて教えてください。

他にありませんか。ちょっと聞いちゃってくださいよ、あったら。なかったら僕が聞いとくで。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) 財政調整基金の積立金が1億2,386万7,000円あります。これが補正前が114万1,000円。何でこねえにようけえなったんですか、補正がここで。いや、僕はわかって聞きょんじゃ、答えてよ。

直原さん。

○財政課長(直原 平君) 平成24年度の決算がございました。歳入歳出差し引きが13億6,529万3,429円でございまして、そこから繰り越しを引きまして、実質収支額は7億5,285万7,127円、そのうちの3億円を繰越金として差し引きまして、残りの4億5,285万7,427円を決算積み立てといたしました。この決算はこれでございまして、普通交付税のほうが決定をいたしまして、歳入のほうで7ページ、2億8,225万4,000円が普通交付税として予算よりも多かったということでございまして、このふえた分を繰入金の財政調整交付金の繰入金をゼロにいたしましたものがこれが8ページでございますけれども、1億8,636万6,000円に充てております。それと、今回その差し引きのものをここで財政調整交付金に積み立てるということで、その財源をもって積み立てた額がこの額になっております。

済みません、以上です。

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。

財源調整言やあ簡単なんじゃねえかおめえ、長う長う。

ちょっともう一個聞いとくけえ。僕が聞いとかにゃあ、一応委員長報告せにゃあいけんけえ 聞かせてもらうけど、委託料のシステム修正委託料というのは滞納金のじゃけど、これは単市 で全部見とんじゃけど、190万円は見とんじゃけど、これは国庫補助とかというのはなかった んじゃな。どんなですか。せえと、できりゃあ回収率、これをしたけんぼっけえ回収率ような るんかな。

友谷課長。

○収納対策課長(友谷幸栄君) もうこの事業につきましては、補助金等はいただけないというふうに聞いております。あとの質問ですけれども、うちが目指しているのは納期限内納付でございまして、これによって回収率がよくなるというふうにはなかなか考えにくい部分でございます。

以上です。

○委員長(北川勝義君) ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) なければ、これで総務を終わりたいと思います。財政も含めてでえ えんじゃろう、石原君。

総務、財政、議会含めてこれで終わりたいと思います。 それでは次に、消防費の。

- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 12ページの消防費は。
- ○委員長(北川勝義君) 12ページの。都市計画か。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) 12ページの一番下の消防費、災害対策費。
- ○委員長(北川勝義君) じゃけえ、これは総務がやるん。
- ○総務部長兼総合政策室長(池本耕治君) くらし安全。
- ○委員長(北川勝義君) これもよろしいか。 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 消防費、災害対策費の事業用消耗品費と事業用備品とあるんですが、この事業用備品のほうはこの間デジタルカメラ云々と、含まれているんですか。
- ○財務部長(石原 亨君) あれは別です、決算。
- ○委員(佐々木雄司君) ああそうか。全く別のあれですね。了解です。ありがとうございます。

# 〔委員長交代〕

○副委員長(松田 勲君) 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○副委員長(松田 勲君) 下山さんよろしい。
- ○委員(下山哲司君) よろしい。
- ○副委員長(松田 勲君) なければ、次の10款の教育費等、入りたいと思います、13ページのね。

どうぞ、下山委員。

- ○委員(下山哲司君) 10款の文化財保護費、事業内容の説明を簡単に。
- ○社会教育課長(正好尚昭君) 副委員長。
- ○副委員長(松田 勲君) 正好課長。
- ○社会教育課長(正好尚昭君) 教育委員会資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います、教育委員会資料の。

今回の補正予算につきましては、そこの1ページの位置図にありましたように、河本地区での開発予定の土地区画整理事業と2番の長尾地区でのあかいわ山陽総合流通センター整備の予

定地における埋蔵文化財確認調査に係る費用でございます。

内容といたしましては、開発予定地の一部に調査用の穴を数カ所設定いたしまして、それぞれの遺跡の保存状態や範囲、性格等を把握するためのものでございます。

資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

河本地区の予定の地図でございますが、黒枠でちょっと見にくいですけどもそれが開発予定地でございまして、トレンチ予定箇所と黒塗りで塗っている箇所が河本地区、7カ所ございます。ここの7カ所につきまして試し掘りをやって調査をするというものでございます。

それから、続いて3ページでございます。

こちらがあかいわ山陽総合流通センターの整備事業予定のところでございまして、同じくトレンチ予定箇所となっております8カ所について調査を行うものでございます。確認調査の期間につきましては、河本地区、長尾地区ともにそれぞれ約1カ月間程度を見込んでおりまして、事業費といたしましては2カ所で126万7,000円を見込んでおります。内容といたしましては、発掘作業員の賃金とユンボ等の重機借上料が主なものでございます。

以上です。

# [委員長交代]

- ○委員長(北川勝義君) 執行部のほうから説明が終わりました。 委員の皆さん何か質問がありますか。
- ○委員(下山哲司君) はい、委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山委員。
- ○委員(下山哲司君) このトレンチのとこが感覚的にはアンバランスなんじゃけど、高さが違うたりするからこういうふうにアンバランスなとこをトレンチかけてみるようになるんかな。そういう状況ですか。
- ○委員長(北川勝義君) 正好課長。
- ○社会教育課長(正好尚昭君) ちょっとお待ちください。

それぞれ今事業課と協議しておりまして、工事内容でありますとかそういったとこ、それか ら遺跡が想定されるところとかを考えましてトレンチの位置を決めております。

- ○委員長(北川勝義君) よろしいか。
- ○委員(下山哲司君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) 他にねえ、ちょっと僕要らんことを言う。また、いっつも言よんじゃけど、何か言やあ河本はほ場整備したとこじゃけえせにゃあおえんのじゃろうけど、結果的に余りこれをやりょうて、流通センターやこうゆっくりじゃけどやりょうて、これは仕方ねえんじゃけど、河本やこうは特にやってやりょうたら今度はそこはもう当分開発できんようにな

ってしまおう、もし何かあったら。余り僕、大阪の話じゃけど、柏原やこうようけいあるんじ やけど、なったら自分で工費出して家を新築、大きい家しょうと思うたらすげえことになっ て、名前がある人だったら絶対やめれんから最後まで自分の自費をかけてやるが。じゃあから これ、余りやったら今度は今後もし何か、これは昔の話で条里制があって、吉井でもあったと きに、今の周匝地区はほとんどそうなっとんですよ。それをやり出したらもう工事が全く行か んようになってしもうて。岡山県が道をつけたときも、今のつけたときも、そねえなことを言 わずにばっとつけて、後から今度は我々が吉井町のときに開発しようとしたら条里制があると いうて県のほうが言い出したらああじゃこうじゃなって。知らん顔じゃねえけど、いろいろ交 渉した結果できたんですけど、余りこれをやり過ぎょうたら河本のほ場整備というたら、これ から河本とか開発をしていくように都市計、いろいろ考えがありますが。そうしたら、住みに くうなるんじゃねえかと思うんじゃけどな、こりゃあ。このことはどうしてもやらにゃあおえ んのんかなあ。余りやっていきょうたら厳しゅう厳しゅうなって困らんのんじゃろうかなあと 思うて。これからは今後、今言ようる河本地区からかけて、僕ははっきり言うてこれから開発 していかにゃあおえん、進んでいくとこじゃねかったら赤磐のためには思よんですけどね。ち ょっと足を引っ張るんかなとこういう気持ちになって今ちょっと思うたんですけどね。何かや れ言うけえ正好課長はするんじゃ言うけど、事業課がやれやれというて言う。必須かな、これ は。僕はこんなことを言うたらお叱りを受けるんじゃけど、これから100万年後になったらこ の辺もせにゃおえんというたらどっこもあるんじゃねえん、人間が住んどったとこは。東京や こういらようたら皆全部じゃねえん、そう思うんじゃけどな。僕はへ理屈を言うてしまうん。 どんなんかなそれ。わかりゃあ教えてほしいんですけど。

正好課長。

○社会教育課長(正好尚昭君) 文化財の保護につきましては、一応文化財保護法で国の歴史、文化等の正しい理解のため、保存を適切に行わなければならないというのがありますので。文化財包蔵地というのが県の遺跡台帳で示されておりまして、それにかかわるものについてはある程度文化財があるとわかっておりまして、そういうところを開発する場合にはぜひ確認調査なり文化財確認に行かなければいけませんし、もし何もない、周知されていないところでありましても、もしそういったものが出てきた場合にはどういう形になるかわかりませんけれども、文化財班のほうに御連絡いただきたいと。

○委員長(北川勝義君) あのな、僕そんなことを言よんじゃのうて、城山でも城山で遺構があって指定もあってあるとこでもやり出したら切りがねえということを言い出したん。どこまでやるかで、どれだけ必要性があるかというのを見てやっとらなんだら、棺が出たからというて古墳扱いというてやりょうたら一切開発できんようになってしもうて。今ほんなら言ようるけど、消防署をやりょうるとこ、あの横へあったからこれから消防署ストップして、後はだっだっだっやれというけどできりゃあすまあ。例えばボールを向こうへけっとけというわけ

じゃねえんじゃけど、困ろうということを言いたかった。どこまでやる気があって、やっぱり ある程度の指定されてここじゃったらやらにゃあおえんというとこはやらにゃあおえんけど、余りむやみやたら事業課がやってくれというてどんどんどんどん。せえが今下山さんがトレンチの話をした、こういうとこ、ちょっと向こう行けというんとやっぱりあるんじゃねえかなと、采配がしやしいんかなとちょっと言い方したかったわけですよ。ちょっと失礼な話よ。行政がそういうことを言うちゃいけんのんじゃけど、それは……。

- ○社会教育課長(正好尚昭君) ちょっと補足でよろしいですか。
- ○委員長(北川勝義君) もう答えんでよろしい。僕はそねえなこと、もういけん。余り言い 出したらお互い困るけんよろしいです。

他にありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) 他になければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第71号赤磐市立ひかり幼稚園新築工事請負契約の締結についてを議題とし、 これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

- ○教育総務課長(奥田智明君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 奥田課長。
- ○教育総務課長(奥田智明君) 議第71号赤磐市立ひかり幼稚園新築工事請負契約の締結についてということでありますが、本件は予定価格が1億5,000万円以上でありますので議会の議決を求めるというものでございます。内容につきましては本会議で説明しておりますとおりでございます。本日、教育委員会のほうの委員会資料のほうに資料を2点ほどつけておりますので、御説明をさせていただきます。

まず、資料の4ページでございます。

入札経過及び入札結果表ということで1枚添付をさせていただいております。この内容につきましても、本会議のほうで資料なしということで説明をさせていただきました。ごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、5ページのほうをごらんください。

本新築工事の全体の工程表を入れております。

本契約は新築工事という欄でございますけれども、ちょっと表が見にくいんでありますけれども、25年度から26年度へかけての工程表を載せております。ちょっと説明を申し上げたいと思います。

議会の議決後の話になりますけれども、まず仮設園舎建設というのがあります。すぐ仮設園舎 舎の建築確認等を行いまして、工事のほうを1月から2月に仮設の園舎のほうをやっていきた いなと。それが済みますと、今度はひかり幼稚園の一番上の欄なんですけども、それぞれ卒園 式なり入園式を旧の幼稚園でやりたいというふうに考えております。それが済みまして、今度 は解体工事ということになるんですけども、家移りが済んだ後、既存の園舎を解体すると。こ れは別の工事になりますが、そういうことです。既存の園舎のほうが解体を済みますと、新築 の園舎の建設を26年度の12月ごろをめどに行いたい。新築の新しいものができましたら今度は 引っ越しをお願いしたい。その後、今度は仮設園舎を解体するというふうな2年がかりの工程 ということで進めてまいりたいというものでございます。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) 執行部のほうから説明が終わりました。 委員の皆さん何か質問はありませんか。質疑を受けたいと思います。
- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) この結果表を見たら辞退が2社あるんじゃけど、辞退の内容というのはわからんのじゃな、こりゃあ、電子入札じゃから。
- ○管財課長(末本勝則君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 末本課長。
- ○管財課長(末本勝則君) そうです。おっしゃるとおりで電子入札でございますので、辞退 と登録をされただけでございますので内容はわかりません。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと関連で。
- ○委員(下山哲司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 内容がわからんで辞退というて、今後の扱いはどうなるん。もう辞退 しても別にまた同じかな。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっと今下山委員が言われよんと同じで、辞退すらあな。したらもう、初めから1社入札ならええんじゃけど、辞退辞退というて言われて、次はまた今度は来るんじゃとか言われたら、都合に合わせて相手の都合ばあこっちが顔色見てしょうるようなのは逆でこっちの顔色を見てもらわにゃおえんのんじゃけん。発注者じゃけんなあ。下山委員が言われようること、どういう対応になるん。一遍ぐれえおめえちょっと休みょうれよというて言うんか、いやいや、どんなですか。

はい、末本課長。

○管財課長(末本勝則君) 一般競争入札の流れを申し上げますと、電子入札でございますので、まず電子入札に参加しようと思われる方は入札参加資格表明というのを電子入札でやります。これは意思表明でございますが、意思表明をした後に設計書を精査しておる中で、これはちょっと難しいなとか会社のその後の技術者の問題であったりとか工期の問題であったりといろんな要素が考えられますけども、一旦やろうと思ったんだけど札を入れるまでもなくこの案

件についてはやっぱりやめておこうというのが結果辞退になるわけでございまして、指名競争のようにこちらが指名した結果御辞退ではなくて、一般でございますんで手を挙げたんだけど、ちょっとやっぱりやめときますわということが辞退でございますので、特にペナルティー等はございません。

以上でございます。

- ○委員(下山哲司君) 委員長よろしい。
- ○委員長(北川勝義君) 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) 次の入札のことを言うちゃあいけんのんじゃけど、次の入札やこう 5 件あって……。
- ○委員長(北川勝義君) 下山さん。
- ○委員(下山哲司君) いや、じゃからたとえじゃから、4件。この辞退というのがいとも簡単に辞退なんじゃけど、何か原因がなかったら辞退せんのじゃろう。こねえに辞退が多いということ自体がちょっと、しゃれじゃねえけど。
- ○委員長(北川勝義君) 僕は下山さんと同じ意見。
- ○委員(下山哲司君) そこに問題があるんじゃと思う。
- ○委員長(北川勝義君) 同じ意見で……。
- ○委員(下山哲司君) じゃけえ、その辺の調査というのはせずにずっと先行くんか、それと もこういう辞退が起きた調査はするんか、その辺だけ教えてください。
- ○委員長(北川勝義君) ついでに、一般競争入札じゃからこういうことが起きるんじゃけど、競争入札になるんじゃけど、これを言うたときに辞退、じゃけえもうようわかりょんじゃけど、何かそねえなとき、ほんまこういうこって、例えば今言われた現場監督のあれがつかん、現場代理人がつかんのじゃとかというんでこういうあれはねえんかな。ただ辞退だけじゃあもう何か品がねえというか、調査でも下山さん、抜いちゃれえとかペナルティーかけちゃるというんじゃねえんじゃけど、ちょっと何か入札に参加表明だけしとって、参加表明しょうるときにはもうわかろう、自分とこで。現場代理人がどうなっとるというのはもうわかっとるはずなんじゃ。じゃけえ、それがわかって現場代理人じゃったらええんじゃ、急遽やめたから代理人がおらんとかなったとか……。
- ○委員(下山哲司君) その件はねえと思う。
- ○委員長(北川勝義君) ちょっとその辞退の内容をやっぱりちいたあ今度は聞くべきじゃね えかなあと思う。それも聞いちゃあいけんのんかな。難しいんかな。

はい、課長。

○管財課長(末本勝則君) 辞退は基本的に理由は問わないということで国のほうの指導もなってございますので、辞退については結果的に札を入れなかったということに尽きるのみでございます。

- ○委員長(北川勝義君) ほんなら、一般競争入札は1社でええんか。
- ○管財課長(末本勝則君) はい、1社でも。
- 〇委員長(北川勝義君) じゃあから、一般競争入札をあえてせんでも、JV組ませて指名競争入札したらそういうことはありゃへんが。一般入札するから勝手に高え値段で、今回は高え値じゃねえけど、言うちゃあ悪いけど4社が入られて2社は辞退じゃけえ、4社じゃけえええけど。わかる、言ようること。1社じゃったらそういうことが起きてくるんじゃねえかというのを言いたかったんで。ちょっと今後を考えなんだら、赤磐市が例えば2億円の事業をして、1億9,990万円でとられるより指名競争入札をしてJV組ませてやったら1億8,500万円でとれたというていうほうがええんじゃねえかという。何ぼ補助金がついとる、補助金ありきじゃけんええという話じゃねえんじゃねえかというのをちょっと。したら、市内の業者も潤うてくるんじゃねえかという、と思うたんですよ。

せえで、僕はちょっと違う角度の、下山さんの要らんこと口挟んでしもうたんじゃけど、要らんことを聞かせてくだせえ。仮設園舎の建設、既存の園舎の解体、仮設園舎の解体、外構工事、これはもう当然赤磐市内の業者の今はや指名やりょうるとこぐらいでできるんですかね。 どんなですか。また、一般競争入札で大きいのをやられるんかな、どんなですか。

はい、奥田課長。

- ○教育総務課長(奥田智明君) 当然、地元企業の育成という面のほうで考えております。 仮設園舎は本体工事に入っておりますので、既存の園舎の解体、それから外構工事について はそういう意味で地元で入札を計画したいと考えます。
- ○委員長(北川勝義君) 既存園舎の解体とか仮設用の解体はもう入っとんかな。
- ○教育総務課長(奥田智明君) 仮設の園舎についてはこの本体工事に入っておりますので。
- ○委員長(北川勝義君) 仮設。解体。
- ○教育総務課長(奥田智明君) 解体は別でございます。
- ○委員長(北川勝義君) 仮設の解体と、いや、仮設の解体はついてねえんじゃろう、今。
- ○教育総務課長(奥田智明君) 仮設をつくるのと解体は本工事に入っております。
- ○委員長(北川勝義君) いや、じゃけえついとんじゃが。それを聞きょんじゃけえ。ほんなら要するに、できるのは既存園舎の解体と外構工事ぐれえかな。
- ○教育総務課長(奥田智明君) はい、そのとおりでございます。
- ○委員長(北川勝義君) はい、わかりました。
- ○委員(下山哲司君) 地元でするというて約束したろう。
- ○委員長(北川勝義君) じゃけえ、確認を再度しょん。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 済いません、余り詳しくないので、ぜひとも御教授いただきたいと

こういったぐあいに考えているんですが。

国土交通省等と全国の自治体のほうで総合評価制度というような方式というのをおとりになられていらっしゃいます。我が赤磐市はどういった状態になっているんでしょうか。今回の入札に関して総合評価の考え方がどのぐらい反映されたのか、少しお話を聞きたいと思っております。

- ○委員長(北川勝義君) はい、末本課長。
- ○管財課長(末本勝則君) 赤磐市におきましても、建設工事総合評価方式試行実施要綱というのを平成23年に定めておりまして、要綱はございます。しかしながら、総合評価方式での入札は行った実績がまだございません。これにつきましては、その案件を担当する課のほうで、まず基本的に総合評価でやるというような意思表示をいただきまして、それに合わせまして総合評価による入札を行うようにいたしております。例えば建設工事なんかについても、そういった総合評価を導入しての入札というのは何度かどこにも依頼し、お願いもしておるところでございますが、見たところ、実際に行った実績はございません。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 済いません。これは民間の工事の話でありますから我々には直接関係ないなあということなんですが、ただそういうようなケースもあるかもしれないということを念頭に置いてお聞きいただきたいんですけども、今私たちのこの山陽、場所は特定しません。どこの会社も特定しません。私たちのいわゆる山陽インターチェンジの近くのほうで大規模な造成を行われています。あそこで造成が行われているわけですけども、あそこのところに造成をされるダンプカー、この量が赤磐市内を多数走っていらっしゃいます。そのダンプカーも法定基準を満たしているダンプカーであれば誰も何も言えない部分であるんですが、例えばマフラーを改造して大きな音を出す、または何かデコレーションみたいなものをしていわゆる周りに対して排気ガスの規制に対して余り配慮をしていないとか、こういうようなところが私たちの赤磐市の行政の何か受注をされる業者さんの下請として入られたときに我々はどのように考えていくのか、社会的責任をどのように果たしていくのかというところも行政の責任として考えていかなければいけないんじゃないかなあと思うんですが、そういうような業者さんというものが下請、孫請のところに今回これに入っていないと断定していただくって約束していただくということ、この場でできますかね。この入札に関してです。
- ○委員長(北川勝義君) 末本課長。
- ○管財課長(末本勝則君) 下請、孫請につきましては元請業者さんが決められることなので、市としてはおっしゃったような状況にならないように指導はいたしますけれども、その業者の選定について特別問題がないというよりはよしあしの判断は難しいかと思います。指導は担当課のほうからしてもらうと思います。

以上です。

- ○委員(佐々木雄司君) いいですか。
- ○委員長(北川勝義君) はい、佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 社会的道義、行政のすることで反社会的なことが行われてはいけませんし、市民の理解が得れないようなことをするべきではないと私は考えています。ということになれば、その赤磐市の事業に対して孫請だとか下請だとかって市民の方は関係ないんですよね。民意というのは関係ない。赤磐市の行政をどういう方がお仕事をしているかというところに注目が集まると思います。そういう意味で、その孫請、いわゆるひ孫請ぐらいにまで要するに目を配らせてくださいというのが総合評価の方式であるように考えているんですが、このたびのこれにはそういうものを加味されずに入札が行われている、こういう内容でよろしいですかね。
- ○委員長(北川勝義君) はい、末本課長。
- ○管財課長(末本勝則君) 申しわけないです。総合評価というのは入札のときに今ですと金額の一番安いところ、最低制限価格を上回っている間で一番安いところが落札業者でございますけれども、総合評価というのは金額だけではなく、その他のいろいろ評価する会社の施工実績であったり配置予定技術者の能力であったり、ISO9001とかISO14001とかこういったものも加味した形の総合力でありまして、金額が安いから落札業者ということだけではありません。ちょっと若干総合評価という観点では違いますので、申しわけないですけど、今の下請に関しては落札業者への指導の範囲と考えております。

以上でございます。

- ○委員長(北川勝義君) ちょっと2点、確認させて。設計業者はどこじゃったかな。
- ○教育総務課長(奥田智明君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 奥田課長。
- ○教育総務課長(奥田智明君) やなぎ建築設計事務所でございます。
- ○委員長(北川勝義君) やなぎじゃったかな。
- ○教育総務課長(奥田智明君) はい、そうでございます。
- ○委員長(北川勝義君) それからもう一点、大変これは言い方が悪いんで、友實市長初めて じゃないと大きい声で申し上げるんですけど、今まで内田副市長は知っておられるんじゃけ ど、下山委員とよう言ようたんじゃけど、下水道が山陽の終末処理場ができたとき、そのとき に相当数の何百億円のお金を投入してやったんです、合併後に。結果的には、見た業者の中で 知らん業者ばあじゃって、せえでいろいろ調べて、山田さんが議長のときで調べて、したら結 果的には赤磐市で何をしたんなというたら、ヤシマでセメントを2万円買うたとかガソリンを 2万円入れたというて結果、それから後、産廃処理を1,000万円ほどしたとか草刈りを300万 円、それが赤磐市が実際の下請で落ちとった金額じゃったんですわ。はっきりこの業者がどう

こう言うんじゃねえんです。この業者はぴちっとしてくださると思うけど、よその広島のほう の大手の業者がとって、そういうこっちゃったんですよ。僕は腹が立って、そんな業者入って もらわんでもええ言うたんですよ。下山さんもそのときは意見が合うたな、またそりゃあ、 時々合うんじゃけど。赤磐の業者にやっぱり落としていただきてえと。せえで、今回思うた ら、こういう建物にしたら建材のことでねえ、専門的なのは難しいかもしれんけど、生コンじ ゃとか採石じゃとかそれから外壁工事について、やっぱり木材についてもあるのが赤磐市にふ んだんにあると思いますんで、ぜひ結果的には工事してみたら赤磐の業者も下請入っとりゃへ ん、誰も赤磐に関係ある、赤磐に事業所を持っとる業者は一人も入ってなかったと。来たら見 たこともねえ業者ばあで、材料は例えばというたらよそから来ょうたというようなこっちゃの うて、ぜひそうしてください。そういう苦え経験があったんで、あえて言いますんで。それ は、入札するときにこういうことをやれということは命令はできんですからと思うんですけ ど、ぜひ現場のほうで指導はやっていただきたいと思うんで。今回でたまたま言やあ、山陽西 小学校を今あそこへある山陽建工、赤磐市がやられようりますわな。ああいうとこでやってい ただきゃあ、あれがええとか悪いとかという話をしょんじゃありません。そこへやってもろう たら、ああやってくれようるなというふうになるんで、ぜひそういうことを。もし工事が入れ なんだら原品を買うとかしていただきてえ。昔の下水のときみてえに2万円買うたんじゃとい う話は、何百億円のうちの2万円とかというのは桁が違うたんでぜひお願いしてえと思よん で。そこんとこはどんなでしょうかな。

- ○教育総務課長(奥田智明君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 奥田課長。
- ○教育総務課長(奥田智明君) おっしゃるとおりでございまして、工事だけでなくてそうい う材料の調達についてもしっかり業者に指導してもらいたいというふうに考えております。
- ○委員長(北川勝義君) よろしくお願いします。 他にありませんか。

#### 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北川勝義君) なければ、これで議第71号を終わりたいと思います。 もう続けさせてもろうてよろしいか、皆さん。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第57号財産の 取得についてから議第71号赤磐市立ひかり幼稚園新築工事請負契約の締結についての8件につ いて採決したいと思います。

採決は1件ずつやりたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。何じゃったら 一遍でもええんですけど、分けたほうがこれの流れじゃから分けさせていただきたいと思いま す。よろしくお願いします。 それでは、まず議第57号財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議第57号財産の取得です。

# [賛成者起立]

○委員長(北川勝義君) ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第57号 は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第58号赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第30号)について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

○委員長(北川勝義君) ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第59号赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例(赤磐市条例第 31号)について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

○委員長(北川勝義君) 起立多数です。したがいまして、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第60号赤磐市職員の給与の特例に関する条例(赤磐市条例第32号)について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### 「替成者起立〕

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。起立多数です。したがいまして、議第 60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第61号赤磐市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第33号)について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

# 〔賛成者起立〕

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。起立全員です。したがいまして、議第 61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第67号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### 〔賛成者起立〕

○委員長(北川勝義君) 起立多数です。したがいまして、議第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第68号平成25年度赤磐市一般会計補正予算(第2号)について、これを原案のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

○委員長(北川勝義君) 起立全員です。したがいまして、議第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第71号赤磐市立ひかり幼稚園新築工事請負契約の締結について、これを原案のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

○委員長(北川勝義君) 起立全員です。したがいまして、議第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願の審査に入ります。

請願第4号消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率の適用に関する請願を議題として審査をいたします。

皆様には御意見を伺いたいと思います。これにつきましては、前回から資料を皆様のところ へ御配付させていただいております。そしてまた、きょうの委員会の当初に申しましたよう に、紹介委員のほうから参考の資料を添付いただいております。これにつきまして御意見があ りましたら伺いたいと思います。

- ○副委員長(松田 勲君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) 松田委員。
- ○副委員長(松田 勲君) これは新聞の軽減税率の請願でございます。私は消費税が上がることにはなっているが、いつからなるかというのはまだ決定はされておりませんけど、いずれ上がると思っております。そういった中で、やはり一律に税率が上がるのはいかがなものかと思っておりますし、そういった中で軽減税率をしっかり入れていただきたいと。そういった中で、やはり新聞は今読ませてもらってもそうなんですが、スマートフォンとかいろんな形でニュースを見ることができるようになっております。そういった中で、若い人たちの新聞離れもしているような状況もありますし、うちの団地の中でも新聞をとってない方がふえてきております。そういった中で、やはり新聞というのは大事な伝達の手段でもありますし、そういった意味でこれ以上消費税とか新聞代が上がるようなことになればもっともっと新聞離れをしていくんじゃないかと懸念しております。そういった中で、やはりこの軽減税率は必要ではないかと思っておりますので、私は賛成したいなと思っております。
- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。 下山さん。
- ○委員(下山哲司君) 1つ確認したいんですけど、これは対象は新聞協会へ入っとるという のが対象になるん。それとも、新聞いろいろあるんじゃけど。
- ○委員長(北川勝義君) 私はちょっとわからんのですけど、これを読まれたら私は新聞協会 へ入っとるとこじゃねえかと思うんです。それ以外のことはちょっとわかりません。新聞販売 店。

○委員(下山哲司君) いや、販売店じゃなしに、対象になる新聞が全国の新聞協会へ入った ものかということ。

○委員長(北川勝義君) それは大抵そうじゃろう。そうじゃなかったらスポーツ新聞じゃとかいうたりするんじゃねえから。ちょっとそのことについてはわからんけど、入っとんじゃねえかと思います。それで、参考に今さっき言いましたお手元に配っとんが、7社の請願の調整担当は山陽新聞の山陽会とかというて書かれとんで、これも違う、山陽新聞社内へあるようになっとんで。したら、入っとるとこじゃねえかとは思うとります。そのくらいに下山さんしていただけりゃあ、ちょっとわかりにきいんで。紹介委員、きょう来たときにそこまで聞きゃあえかったんじゃけど、いや、そこまで傍聴しとる人に聞くわけにいかんけん。失礼、きょうの皆さんへお配りしたとこへ紹介委員が、最近日本新聞協会が作成しました文書(ファクス)をお送りいたしますということで、山陽新聞の山陽会のタナカさんのほうからいただいておりますので協会だと思います。僕も確認はできておりませんが、これ以外のことはできませんので。

よろしいか、下山さん。

- ○委員(下山哲司君) はい。
- ○委員長(北川勝義君) ただ、意見、皆さんにちょっと一言ずつだけ聞きたいと思います。 澤さん。
- ○委員(澤 健君) 御趣旨は理解できるので、賛成したい。
- ○委員長(北川勝義君) はい、下山さん。
- ○委員(下山哲司君) 私も趣旨は理解しておりますので賛成したいと思います。
- ○委員長(北川勝義君) 光成さん。
- ○委員(光成良充君) 私もそのようにやらせていただきたいと思います。
- ○委員長(北川勝義君) 佐々木さん。
- ○委員(佐々木雄司君) 賛成の立場なんですが、ただしこれはよく皆様方も耳にされていると思うんですけども、要するに軽減税率を適用するといわゆる既得権益につながってしまうというようなこともありまして、十分慎重に判断していかなければいけないと思うんですが。ただ、私が賛成する理由というのは、新聞というのはもうおっしゃられたとおり大切なものなので、こういうものについては既得権益云々どうのこうのではなくてやっぱり適用するべきではないかなと。ものによるんですよというようなことをちょっと加えて賛成とさせてもらいます。

○委員長(北川勝義君) 僕は委員長なんで言うあれもねえんですけど、僕もこれについては言わせていただきてえのは、余り好き嫌いは別として、新聞を読みょうりゃあ少し字も覚えたり賢うなるとこもあったり脳の活性化もあるし、これからは新聞離れ、活字離れしとんで、あとへ残っていくのは電子手帳、いろいろありますけど、残るのはやっぱり新聞とか切り抜きを

とったり小説にしても読まなんだら残っていかんということもあるんで、ぜひこういうことにマスメディア、一般的な正義の味方までとは言いませんけど、いろいろのをやって広めてくれるのには賛成したいと思います。私個人には、食料品じゃとかせえから生保、障害とかいろいろなことについての軽減税率、今公明党さんがようやりょうる話じゃねえですけど、それに賛同してほかも一緒にやってもらいてえ。これをやることが第一の目標の達成じゃと思うとりますんで、大賛成させていただきます。

以上です。

皆さんにこれについてを諮りたいと思います。

他に意見はよろしいか、もうこれで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) それでは、請願第4号消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適 用に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願いたいと思います。

#### [賛成者起立]

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。起立全員です。よって、請願第4号は採択とすることに決定いたしました。

採択の場合はここで議員発議をさせていただきますので、一応何人かでもいいんですけど、 委員長の私と全員の委員さんで名前を書かせていただいて、賛成議員ということで今回全員出 されましたので、採択賛成した方にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたしま す。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査及び審査について確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査 及び審査の申し出をしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) それでは、このように議長のほうへ申し出たいと思います。 次に、その他に入ります。

その他で委員さん、または執行部のほうから何かありましたら発言願いたいと思います。 まずもって、執行部のほうからありましたらお願いしたいと思います。

近藤課長。

○秘書企画課長(近藤常彦君) 秘書企画課のほうから1点、報告をさせていただきたいと思います。

総務部の資料の2ページをお願いいたします。

平成25年度赤磐市中学生海外派遣事業の市立中学2年生のニュージーランドへの派遣事業に

つきましては、平成25年8月1日から8月8日までの8日間で実施しましたが、生徒12名、無事研修を終え、帰国しました。そして、9月6日金曜日に午後6時から赤磐市中央公民館で派遣中学生12名、保護者などにお集まりいただき、帰国報告会を行いましたので、御報告させていただきます。この帰国報告会は、まず今回の研修団の団長であります秘書企画課遠藤健一より友實市長に帰国報告を行いました。その後、8日間の生徒たちの研修の様子を撮影したビデオを上映し、生徒男女それぞれ1名代表によるプレゼンテーションを行い、残り生徒10名の海外研修の感想発表を行いました。その後、環太平洋大学国際交流センター長の小嶋隆宏教授、それから宮岡教育長職務代理者より報告発表などについての講評をいただきました。なお、これから事業報告書を作成しますので、でき上がりましたら当委員会に配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。
- ○財政課長(直原 平君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、直原課長。
- ○財政課長(直原 平君) 財政課のほうから1点だけ報告をさせていただきたいと思います。

お手元に資料をお配りしておりますけれども、行財政改革審議会の報告でございます。

去る8月28日、本年度におきまして第1回目の行財政改革審議会を開催をいたしました。委員8人全員の出席をいただきまして、新市長になられまして最初の審議会の開催でありまして、市長冒頭の挨拶で、今までの行財政改革を引き続きやっていくという取り組みの方針と、さらにそこの四角に書いてありますとおり、当面の目標として28年度決算における経常収支比率を90%以下とするという目標が示されました。市の中・長期計画によりますと、28年度決算における経常収支比率は普通交付税等の財源もございまして93.8%の見込みになっております。これを、28年度決算において90%以下にするという目標でお示しをいただきました。これによりまして、約6億円の行財政改革が必要となるということでございまして、このことにつきましては9月7日の山陽新聞等にも前日の一般質問に関係して記事が載せられております。その他は経常収支比率並びに平成合併後の経常収支比率をお示ししております。

以上で簡単ですが、行財政改革審議会の報告を終わらせていただきます。

- ○委員長(北川勝義君) 他にありませんか。
  - はい、奥田課長。
- ○教育総務課長(奥田智明君) 教育委員会のほうから、私のほうから、まず教育委員会の事務局点検評価書について報告をさせていただきたいと思います。

お手元に、別表でホッチキスでとめた評価書があると思いますので、ちょっと分厚いんです が見ていただきたいというふうに思います。 この教育委員会の事務点検評価書でありますけれども、平成19年度に法の一部改正があって 以来、平成20年度実施事業分から教育委員会ではこの評価書のほうを作成をいたしておりま す。

なお、この評価書については総務文教常任委員会に報告した後にホームページのほうへアップして市民に公表するということの計画をしております。

それでは、まず評価書の1ページのほうを開いていただきたいと思いますけれども、点検評価の導入の目的でありましたり対象事業と点検評価の方法、また外部評価員についての説明をしております。今年度は、2年間評価員としてそこにあります藤井先生、それから国正先生、藤岡先生の3名にお願いをいたしたものでございます。

2ページからは、教育委員会議の開催状況でありましたり決議案件等の一覧表でございます。

次に、7ページでございますけれども、平成24年度の教育委員会、教育行政重点施策に基づきまして施策体系並びに点検の分類をしております。

この分類によりまして、8ページから点検評価シートとして、事業名、それから内容、成果と課題、評価、事業費等について、全部で79事業についての報告をいたしております。24年度事業の評価成績でありますけれども、全79事業のうち、それぞれがA評価としたものが29、それからB評価としたものが50事業で、本年度についてC、Dの評価はございませんでした。

それから、ちょっと飛びますけども、37ページからは評価員3名の方にそれぞれ意見書をいただいております。この評価員さんには、2回にわたりまして評価委員会を開催して事業内容並びに評価について執行部より説明をさせていただいた後に、それぞれ委員さんに意見書としてまとめていただいたものを添付いたしております。中でも、学習環境の整備でありましたり生涯学習、家庭教育の大切さ等、取り組みについての期待、また前段の評価基準の明確化や今後の事業執行や点検評価の進め方など、今回の評価書についていろいろ多くのアドバイスをいただいておるところでございます。我々もそれぞれ事業の振り返りや御意見を参考に、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。 他にありませんか。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、国定課長。
- ○スポーツ振興課長(国定信之君) 教育委員会資料の6ページになります。

2013スポレクフェステ赤磐の開催ということで、体育の日にスポーツとレクリエーションに 親しむ恒例のイベントをことしも開催いたします。日程等につきましては下に書いておるとお りであります。議員の皆様には、開会式への案内状をまた送らせていただきたいと思いますの で、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○委員長(北川勝義君) 執行部、他にありませんか。

執行部のほうから終わりました。

委員の皆さん、その他ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) なければ、その他についてはもうないなら、以上をもちまして総務 文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして永島教育長より御挨拶願いたいと思います。

- ○教育長(永島英夫君) 委員長。
- ○委員長(北川勝義君) はい、教育長。
- ○教育長(永島英夫君) 長時間にわたり慎重審議、本当にありがとうございました。

私初めて委員会に出席をさせていただきました。こういう考え方もあるんだな、こういう見方もあるんだな、はっと気づかされること、たくさん学ぶことができました。こういった御意見を参考にしながら、さらに行政のほうに生かしてまいりたいというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。

○委員長(北川勝義君) ありがとうございました。

皆さん、本日は大変御苦労さまでした。

これで本日の委員会を閉会いたしたいと思います。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任させていただきたいと思います。よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(北川勝義君) それでは、そのようにさせていただきます。 本日は大変御苦労さまでした。

午後2時44分 閉会